

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 1 月19日
【計算期間】	第 6 期 （自 平成19年10月27日 至 平成20年10月27日）
【ファンド名】	インデックスファンド海外債券ヘッジあり（DC専用）
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
【事務連絡者氏名】	犬伏 貴民
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

- ・当ファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度の拠出金を運用するための専用ファンドです。
- ・世界の主要国の債券市場の動きをとらえることを目標に、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	インデックス型
		債 券	
	海 外	不動産投信	特殊型
追加型投信	内 外	その他資産 ()	
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇インデックス型

目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)			
	年2回				
	年4回	日本			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()		北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)	
	年6回 (隔月)	欧州			
	年12回 (毎月)	アジア			TOPIX
	日々	オセアニア			
	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	
不動産投信		アフリカ			その他 (シティグループ 世界国債イン デックス (除く 日本、ヘッジあり ・円ベース))
その他資産 (投資信託証券 (債 券 公債))		中近東 (中東)			
資産複合 ()		エマージング			
資産配分固定型 資産配分変更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（債券 公債））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

「公債」とは、目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル（除く日本）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

◇為替ヘッジあり（フルヘッジ）

目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

③ ファンドの特色

シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

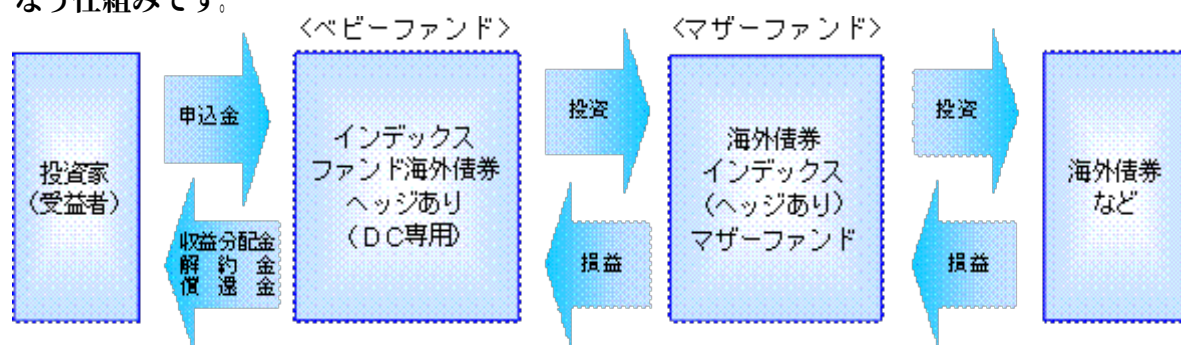
- ・主として、「海外債券インデックス（ヘッジあり）マザーファンド」受益証券への投資を通じて海外の債券に投資を行ない（ファミリーファンド方式※）、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざします。

※後述の「ファミリーファンド方式について」をご参照ください。

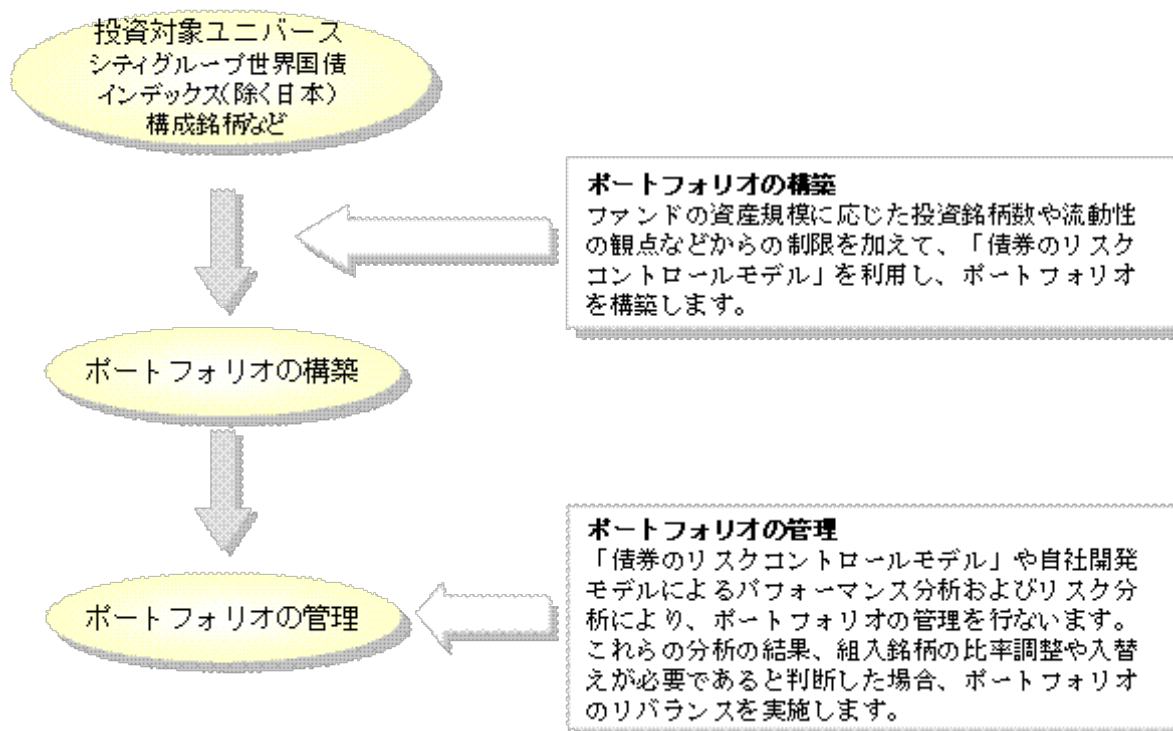
- ・「海外債券インデックス（ヘッジあり）マザーファンド」受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。また、設定・解約動向に応じて有価証券先物取引などを活用し、組入比率を調整することがあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

◆ファミリーファンド方式について

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンド受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



「海外債券インデックス（ヘッジあり）マザーファンド」の運用プロセス



※外貨建資産については、原則フルヘッジとします。

※上記は本書提出日現在のプロセスであり、将来変更となる場合があります。

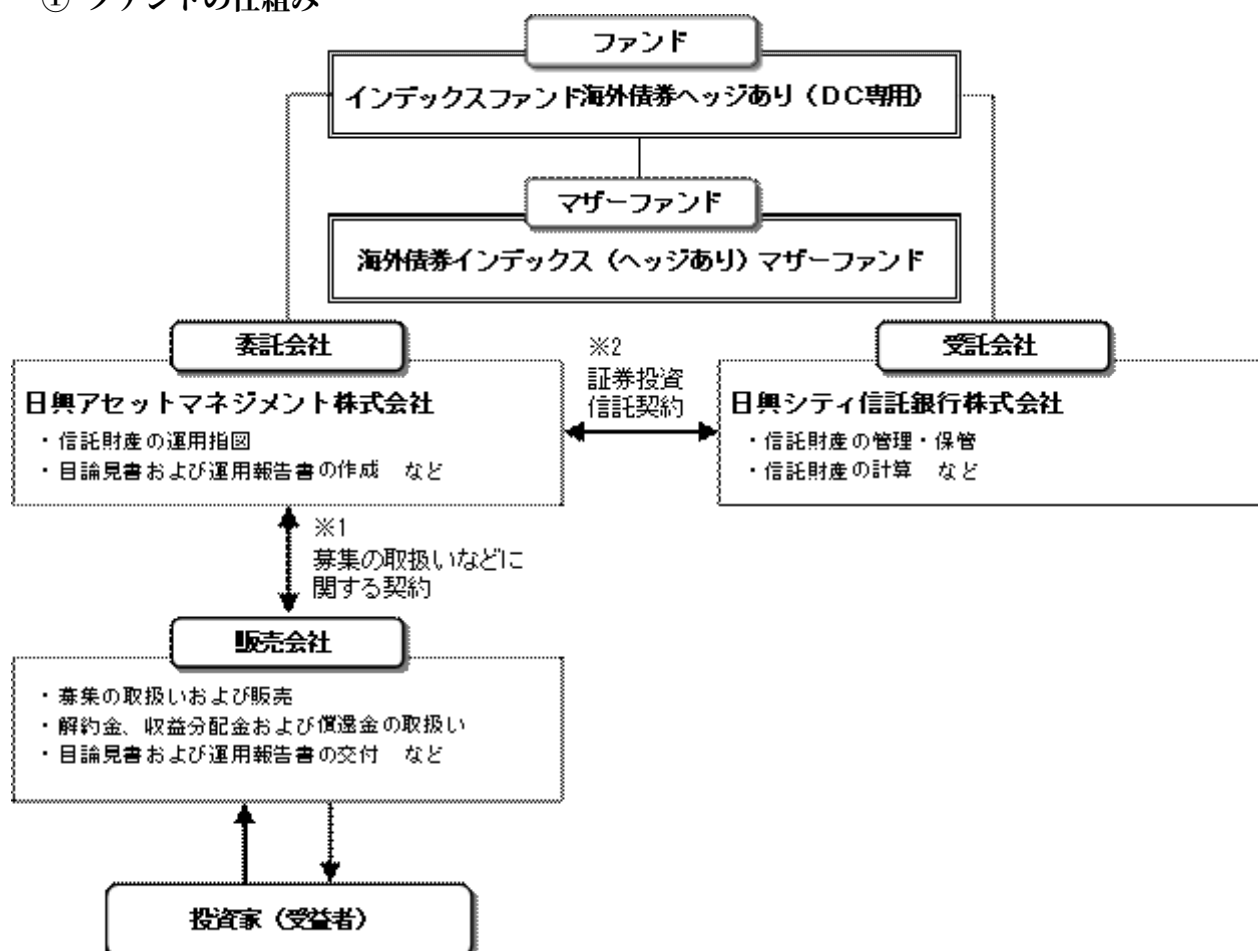
市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

④ 信託金限度額

- ・ 1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（平成20年11月末現在）

1) 資本金

16,403百万円

2) 沿革

昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
日興シティホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番1号	107,570,100株	58.14%
NAMホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	69,170,000株	37.38%

2 【投資方針】

（１）【投資方針】

- ・ 主として、「海外債券インデックス（ヘッジあり）マザーファンド」受益証券に投資を行ない、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざします。
- ・ マザーファンド受益証券の組入比率は高位に保つことを原則とします。また、設定・解約動向に応じて有価証券先物取引などを活用し、組入比率を調整することがあります。
- ・ ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

<インデックスファンド海外債券ヘッジあり（DC専用）>

「海外債券インデックス（ヘッジあり）マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 有価証券
 - 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限りま。）
 - 3) 金銭債権
 - 4) 約束手形
 - 5) 為替手形
- ② 主として「海外債券インデックス（ヘッジあり）マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
 - 1) 転換社債の転換および新株予約権の行使により取得した株券、株主割当により取得した株券または新株引受権証書
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) コマーシャル・ペーパー
 - 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの
 - 10) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
 - 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 12) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。）
 - 13) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 15) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。）
 - 16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 17) 外国の者に対する権利で16)の有価証券の性質を有するもの
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- ④ 次の取引ができます。
 - 1) 信用取引
 - 2) 先物取引等
 - 3) スワップ取引
 - 4) 金利先渡取引
 - 5) 為替先渡取引
 - 6) 有価証券の貸付
 - 7) 公社債の空売
 - 8) 公社債の借入
 - 9) 外国為替予約取引
 - 10) 資金の借入

＜海外債券インデックス（ヘッジあり）マザーファンド＞

内外の公社債を主要投資対象とします。

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします

- 1) 有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。）
 - 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第12条、第13条および第14条に定めるものに限り。）
 - 3) 金銭債権
 - 4) 約束手形
 - 5) 為替手形
- ② 主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）を除きます。）には投資しません。
- 1) 国債証券
 - 2) 地方債証券
 - 3) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）に限り。）
 - 5) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 6) コマーシャル・ペーパー
 - 7) 外国または外国の者の発行する証券で、1)～6)の証券の性質を有するもの
 - 8) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
 - 9) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 10) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 11) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
 - 12) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 13) 外国の者に対する権利で12)の有価証券の性質を有するもの
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- ④ 次の取引ができます。
- 1) 先物取引等
 - 2) スワップ取引
 - 3) 金利先渡取引
 - 4) 為替先渡取引
 - 5) 有価証券の貸付
 - 6) 公社債の空売
 - 7) 公社債の借入
 - 8) 外国為替予約取引

◆投資対象とするマザーファンドの概要

＜海外債券インデックス（ヘッジあり）マザーファンド＞

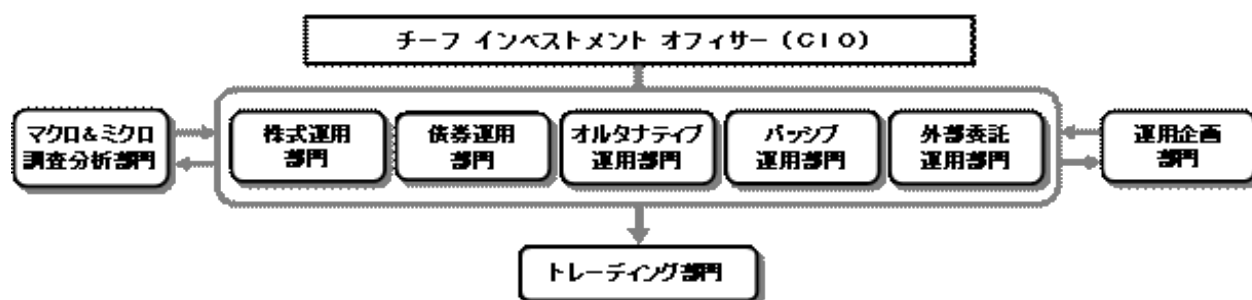
運用の基本方針	
基本方針	世界の主要国の債券市場の動きをとらえることを目標に、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり・円ベース） [*] の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	内外の公社債を主要投資対象とします。
投資方針	・主として世界各国の債券に投資し、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。 ・運用の効率化をはかるため、債券先物取引や外国為替予約取引などを活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引などの買建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えること、および外国為替予約取引などの売建玉の時価総額が外貨建資産の組入総額を超えることがあります。 ・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないます。 ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.2%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	日興シティ信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成10年10月30日設定）
決算日	毎年10月26日（休業日の場合は翌営業日）

^{*}シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、世界の主要国の国債市場の合成パフォーマンスを表す指数です。（ヘッジあり・円ベース）とは、現地通貨ベースの指数を対円でヘッジし、円換算したものです。

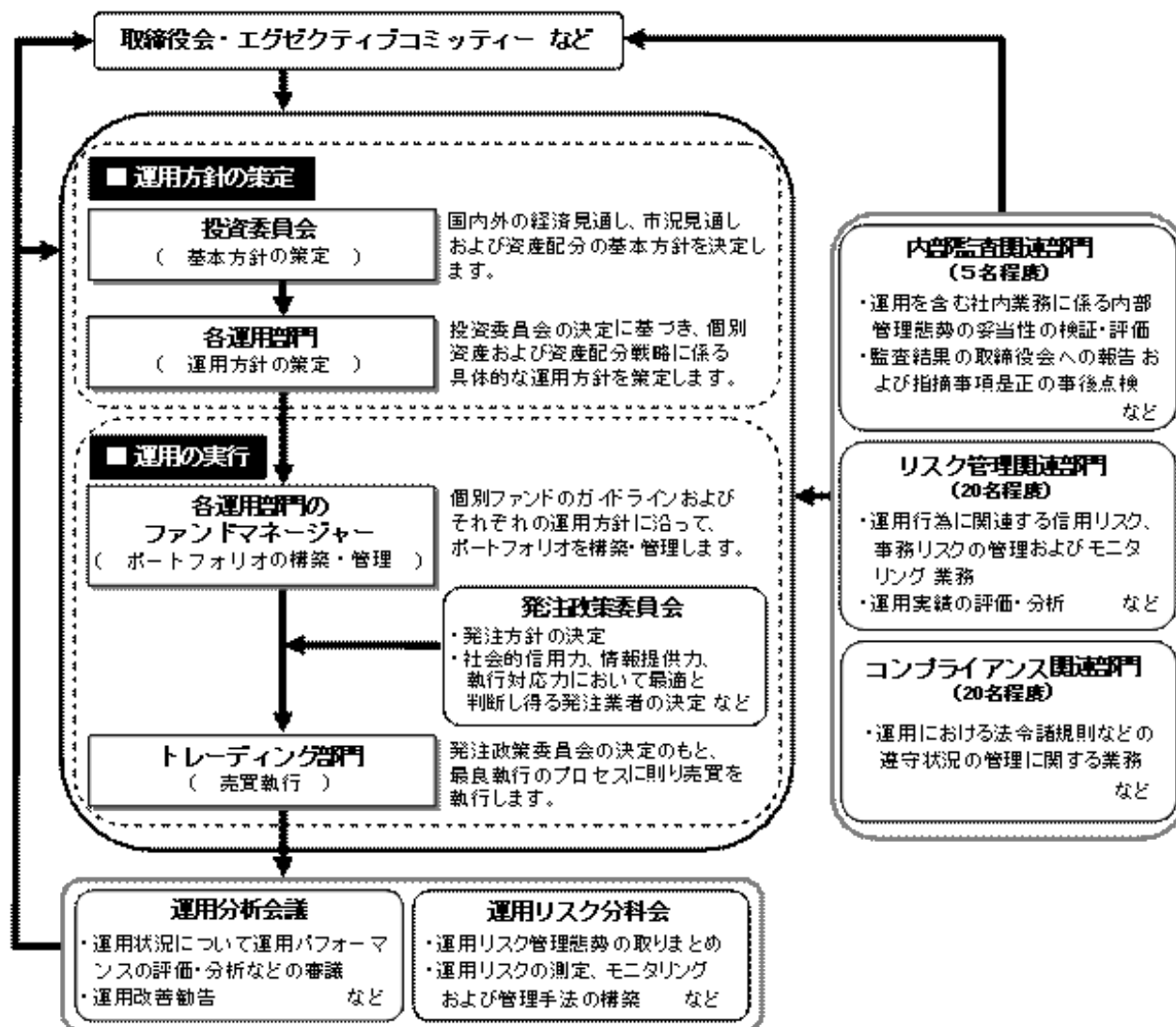
同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。また、シティグループ・グローバル・マーケット・インクは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

(3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

※上記体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】**① 収益分配方針**

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

１） 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２） 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

３） 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

原則として、収益分配金は無手数料で自動的に再投資されます。

（５）【投資制限】**① 約款に定める投資制限**

＜インデックスファンド海外債券ヘッジあり（ＤＣ専用）＞

１） 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の総額の10%以下とします。

２） 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

３） 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

４） 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

５） わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

６） わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

７） わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

８） 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

９） 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

10) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

12) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 14) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
- イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- 二) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

＜海外債券インデックス（ヘッジあり）マザーファンド＞

- 1) 株式への投資は行ないません。
- 2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 3) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 4) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 5) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 6) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 7) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 8) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 9) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 10) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとし、ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ② 法令による投資制限
- 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- ・当ファンド（マザーファンドを含みます。）は、主に債券など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。
- ・当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件などによりばらつきがあります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク

一般に公社債の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）するリスクがあります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないませんが、為替ヘッジを行なうにあたっては、ヘッジコストが発生します。また、為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。

なお、ヘッジコストとは、為替ヘッジを行なう通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合には、この金利差の分だけ収益が低下することになります。

<その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

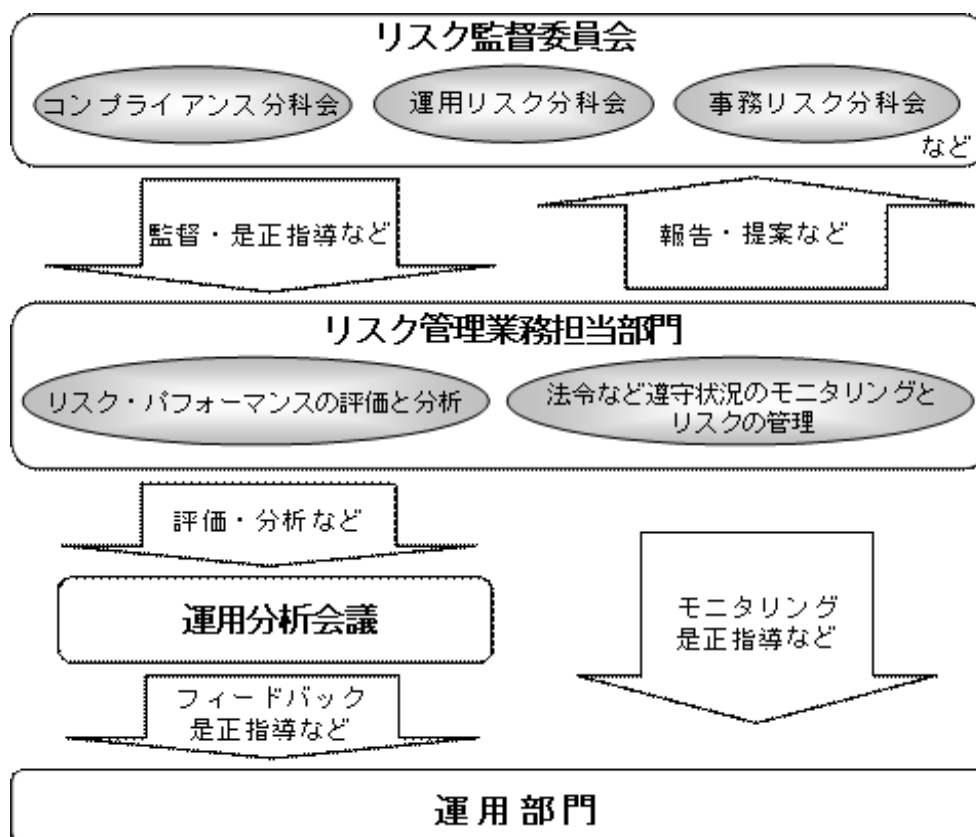
・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に基準価額が大きく変動する可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

（２）リスク管理体制



■全体的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスクマネジメント部が事務局を務めるリスク監督委員会、およびその分科会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその分科会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

■リスク・パフォーマンスの評価と分析

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果を運用分析会議に報告し、問題点については運用部門に原因の究明と是正指導を行ないます。

■法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理

法令・諸規則、信託約款などの遵守状況とリスク管理状況のモニタリングを行ないます。その結果については運用リスク分科会などで報告し運用部門に是正指導を行なうなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】**(1)【申込手数料】**

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】**① 換金手数料**

ありません。

② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.2%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3)【信託報酬等】**① 信託報酬**

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.273%（税抜0.26%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合 計	委託会社	販売会社	受託会社
0.2730%	0.1365%	0.1050%	0.0315%
(0.26%)	(0.13%)	(0.10%)	(0.03%)

※括弧内は税抜です。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。

② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.00735%（税抜0.007%）以内の率を乗じて得た額とします。

③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＜投資対象とするマザーファンドに係る費用＞

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

※売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会の場合、所得税および地方税はかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下の運用状況は平成20年10月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

投資資産の種類	時価（千円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	399,849	100.00
日本	399,849	100.00
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	0	0.00
純資産総額	399,849	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ 評価額上位銘柄明細

<親投資信託受益証券>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	親投資信託受益証券 －	海外債券インデックス（ヘッジあり） マザーファンド	357,518,924	1.1248 1.1184	402,122,949 399,849,164	100.00

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	1口当たりの純資産額（円）		純資産総額（百万円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
設 定 時（2002年12月10日）	1.0000	1.0000	1	1
第1計算期間末（2003年10月27日）	1.0164	1.0164	1	1
第2計算期間末（2004年10月26日）	1.0534	1.0534	299	299
第3計算期間末（2005年10月26日）	1.0706	1.0706	353	353
第4計算期間末（2006年10月26日）	1.0439	1.0449	345	345
第5計算期間末（2007年10月26日）	1.0340	1.0350	346	347
第6計算期間末（2008年10月27日）	1.0483	1.0493	398	399

	1口当たりの純資産額（円）	純資産総額（百万円）
2007年10月末日	1.0321	349
2007年11月末日	1.0421	359
2007年12月末日	1.0298	354
2008年1月末日	1.0467	378
2008年2月末日	1.0488	378
2008年3月末日	1.0494	387
2008年4月末日	1.0362	378
2008年5月末日	1.0201	365
2008年6月末日	1.0171	364
2008年7月末日	1.0232	377
2008年8月末日	1.0364	384
2008年9月末日	1.0434	403
2008年10月末日	1.0423	399

② 【分配の推移】

	1口当たり税込み分配金（円）
第1計算期間（2002年12月10日～2003年10月27日）	0
第2計算期間（2003年10月28日～2004年10月26日）	0
第3計算期間（2004年10月27日～2005年10月26日）	0
第4計算期間（2005年10月27日～2006年10月26日）	0.0010
第5計算期間（2006年10月27日～2007年10月26日）	0.0010
第6計算期間（2007年10月27日～2008年10月27日）	0.0010

③ 【収益率の推移】

	収益率（%）
第1計算期間（2002年12月10日～2003年10月27日）	1.64
第2計算期間（2003年10月28日～2004年10月26日）	3.64
第3計算期間（2004年10月27日～2005年10月26日）	1.63
第4計算期間（2005年10月27日～2006年10月26日）	△2.40
第5計算期間（2006年10月27日～2007年10月26日）	△0.85
第6計算期間（2007年10月27日～2008年10月27日）	1.48

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（参考）海外債券インデックス（ヘッジあり）マザーファンド

以下の運用状況は平成20年10月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・為替予約取引の金額は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（１）投資状況

投資資産の種類	時価（千円）	投資比率（％）
国債証券	21,867,060	85.89
アメリカ	6,878,336	27.02
ドイツ	2,800,359	11.00
イタリア	2,643,092	10.38
フランス	2,350,716	9.23
イギリス	1,744,927	6.85
スペイン	894,021	3.51
ベルギー	756,238	2.97
オランダ	589,773	2.32
ギリシャ	579,620	2.28
カナダ	508,342	2.00
オーストリア	448,172	1.76
ポルトガル	254,952	1.00
ポーランド	227,080	0.89
デンマーク	173,619	0.68
スイス	172,695	0.68
スウェーデン	163,559	0.64
フィンランド	146,124	0.57
マレーシア	131,372	0.52
アイルランド	127,321	0.50
シンガポール	113,514	0.45
オーストラリア	86,135	0.34
ノルウェー	77,080	0.30
為替予約取引(買建)	(93,107)	(3.90)
為替予約取引(売建)	(22,168,107)	(87.07)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	3,593,365	14.11
純資産総額	25,460,426	100.00

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

<国債証券>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
アメリカドル アメリカ	国債証券 －	アメリカ国債	4.75000 2012-05-31	2,000,000	10,780.95 10,722.52	215,619,000 214,450,499	0.84
アメリカドル アメリカ	国債証券 －	アメリカ国債	6.50000 2010-02-15	2,000,000	10,470.37 10,464.99	209,407,499 209,299,869	0.82
アメリカドル アメリカ	国債証券 －	アメリカ国債	4.25000 2013-11-15	1,960,000	10,621.05 10,527.26	208,172,580 206,334,332	0.81
アメリカドル アメリカ	国債証券 －	アメリカ国債	4.00000 2010-04-15	2,000,000	10,209.00 10,203.62	204,180,000 204,072,370	0.80
アメリカドル アメリカ	国債証券 －	アメリカ国債	4.00000 2010-03-15	2,000,000	10,190.55 10,184.40	203,811,000 203,688,000	0.80
アメリカドル アメリカ	国債証券 －	アメリカ国債	4.87500 2012-02-15	1,840,000	10,804.78 10,757.89	198,807,957 197,945,118	0.78
アメリカドル アメリカ	国債証券 －	アメリカ国債	2.00000 2010-09-30	1,950,000	9,931.50 9,931.48	193,664,263 193,663,870	0.76
アメリカドル アメリカ	国債証券 －	アメリカ国債	3.62500 2013-05-15	1,850,000	10,335.07 10,252.05	191,198,887 189,662,925	0.74
ユーロ イタリア	国債証券 －	イタリア国債	5.00000 2012-02-01	1,440,000	13,047.30 13,017.33	187,881,157 187,449,525	0.74
ユーロ フランス	国債証券 －	フランス国債	4.75000 2012-10-25	1,410,000	13,224.62 13,291.09	186,467,122 187,404,348	0.74
ユーロ ドイツ	国債証券 －	ドイツ国債	3.75000 2013-07-04	1,440,000	12,871.46 12,961.48	185,349,015 186,645,360	0.73
アメリカドル アメリカ	国債証券 －	アメリカ国債	4.37500 2012-08-15	1,750,000	10,720.99 10,647.19	187,617,270 186,325,770	0.73
アメリカドル アメリカ	国債証券 －	アメリカ国債	4.50000 2017-05-15	1,810,000	10,388.12 10,276.65	188,024,977 186,007,365	0.73
ユーロ フランス	国債証券 －	フランス国債	6.50000 2011-04-25	1,310,000	13,624.78 13,658.12	178,484,633 178,921,383	0.70
ユーロ イタリア	国債証券 －	イタリア国債	4.75000 2013-02-01	1,370,000	12,990.19 12,944.59	177,965,552 177,340,868	0.70
ユーロ イタリア	国債証券 －	イタリア国債	4.50000 2018-08-01	1,450,000	12,459.33 12,155.31	180,660,333 176,251,980	0.69
アメリカドル アメリカ	国債証券 －	アメリカ国債	3.87500 2013-02-15	1,680,000	10,402.60 10,370.44	174,763,606 174,223,341	0.68
アメリカドル アメリカ	国債証券 －	アメリカ国債	4.25000 2013-08-15	1,600,000	10,621.05 10,522.65	169,936,800 168,362,400	0.66
アメリカドル アメリカ	国債証券 －	アメリカ国債	3.87500 2010-05-15	1,630,000	10,227.45 10,221.30	166,707,435 166,607,190	0.65
イギリスポンド イギリス	国債証券 －	イギリス国債	6.00000 2028-12-07	890,000	18,756.42 18,529.07	166,932,104 164,908,735	0.65
ユーロ イタリア	国債証券 －	イタリア国債	5.25000 2017-08-01	1,250,000	13,346.08 13,082.12	166,825,966 163,526,546	0.64
アメリカドル アメリカ	国債証券 －	アメリカ国債	3.62500 2010-06-15	1,600,000	10,224.37 10,201.31	163,589,999 163,220,990	0.64
アメリカドル アメリカ	国債証券 －	アメリカ国債	4.62500 2016-11-15	1,560,000	10,516.50 10,356.60	164,057,400 161,562,960	0.63
ユーロ ドイツ	国債証券 －	ドイツ国債	3.25000 2010-04-09	1,260,000	12,680.62 12,707.82	159,775,847 160,118,469	0.63
ユーロ ドイツ	国債証券 －	ドイツ国債	4.25000 2014-07-04	1,210,000	13,131.35 13,205.90	158,889,295 159,791,375	0.63
ユーロ スペイン	国債証券 －	スペイン国債	5.50000 2017-07-30	1,160,000	13,695.57 13,581.01	158,868,648 157,539,753	0.62
アメリカドル アメリカ	国債証券 －	アメリカ国債	6.12500 2027-11-15	1,350,000	11,949.45 11,621.96	161,317,575 156,896,484	0.62
アメリカドル アメリカ	国債証券 －	アメリカ国債	4.75000 2014-05-15	1,430,000	10,891.65 10,784.02	155,750,595 154,211,556	0.61
ユーロ イタリア	国債証券 －	イタリア国債	6.50000 2027-11-01	1,050,000	14,815.01 14,622.07	155,557,628 153,531,768	0.60
ユーロ スペイン	国債証券 －	スペイン国債	6.15000 2013-01-31	1,110,000	13,762.29 13,829.65	152,761,472 153,509,070	0.60

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
国債証券	85.89
合計	85.89

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

＜為替予約取引＞

名称	種類	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（％）
ユーロ	買建	569,906,034	553,488,300	2.17
アメリカドル	買建	315,234,480	314,914,380	1.24
イギリスポンド	買建	87,810,746	86,262,920	0.34
カナダドル	買建	38,798,226	38,441,430	0.15
合計		1,011,749,486	993,107,030	3.90
ユーロ	売建	11,138,162,816	11,761,234,040	46.19
アメリカドル	売建	6,668,106,493	6,960,079,110	27.34
イギリスポンド	売建	1,644,856,906	1,759,375,640	6.91
カナダドル	売建	477,068,358	515,777,180	2.03
ポーランドズロチ	売建	213,221,830	235,241,790	0.92
デンマーククローネ	売建	170,684,370	181,528,220	0.71
スイスフラン	売建	163,776,243	174,162,590	0.68
スウェーデンクローナ	売建	154,715,932	167,192,480	0.66
マレーシアリングgit	売建	126,884,270	133,438,110	0.52
シンガポールドル	売建	107,176,063	114,367,850	0.45
オーストラリアドル	売建	77,523,658	87,178,610	0.34
ノルウェークローネ	売建	71,724,535	78,531,920	0.31
合計		21,013,901,474	22,168,107,540	87.07

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成14年12月10日 ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

- ・確定拠出年金制度の規定に従い、販売会社所定の方法でお申し込みください。
- ・当ファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度の拠出金を運用するための専用ファンドです。取得申込者は、確定拠出年金法に定める加入者などの運用の指図に基づいて取得の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会が委託する事務委託先金融機関に限るものとします。

（2）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（3）取扱時間

原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（4）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（5）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

（6）申込単位

1円以上1円単位

（7）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（8）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

（1）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（2）取扱時間

原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（3）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（4）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（5）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（半休日となる場合は午前9時～正午）

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額に基づいて計算された金額となります。

※上記の手取額は、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会が委託する事務委託先金融機関の場合を記載しています。

※税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、課税上の取扱いが変更になる場合があります。

(7) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

第3【管理及び運営】

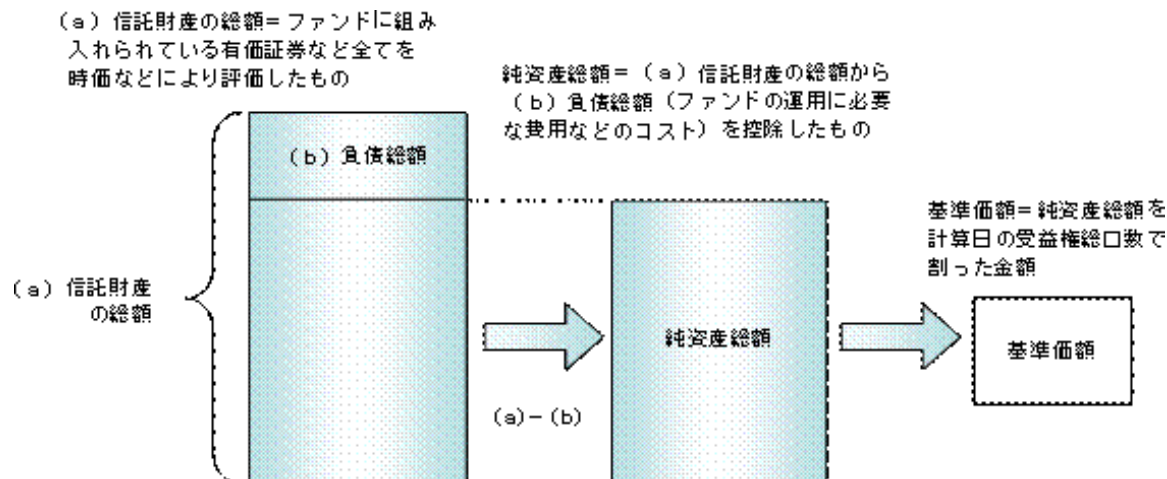
1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇外国公社債

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における以下のいずれかの価額で評価します。

a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

b) 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）

c) 価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができません。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（半休日となる場合は午前9時～正午）

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします（平成14年12月10日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年10月27日から翌年10月26日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】**① 信託の終了（繰上償還）**

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ロ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

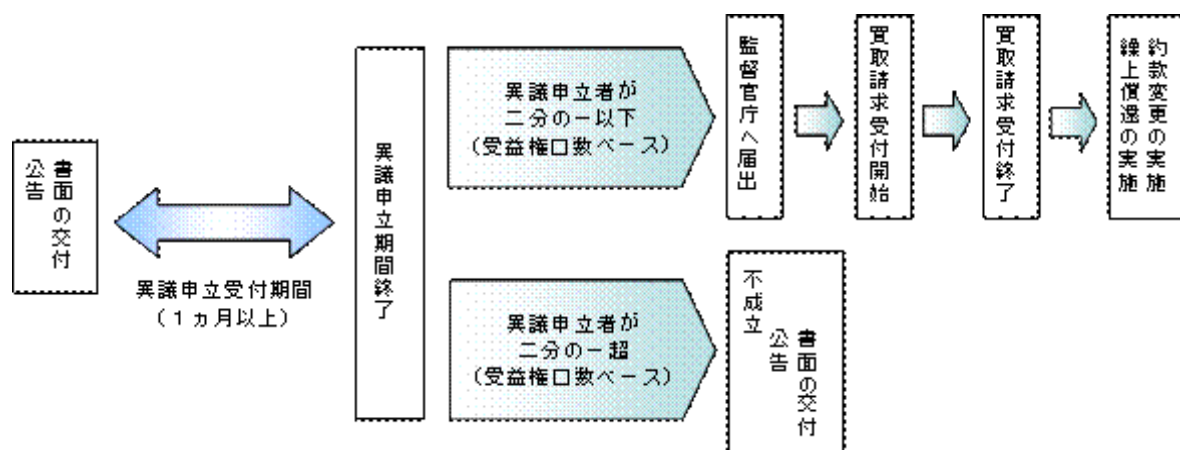
③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

委託会社は、每期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第5期計算期間（平成18年10月27日から平成19年10月26日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第6期計算期間（平成19年10月27日から平成20年10月27日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（平成18年10月27日から平成19年10月26日まで）及び第6期計算期間（平成19年10月27日から平成20年10月27日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

インデックスファンド海外債券ヘッジあり（DC専用）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

科目	期別	第5期	第6期
		平成19年10月26日現在	平成20年10月27日現在
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		578,370	518,062
親投資信託受益証券		346,706,968	398,658,479
未収入金		566,000	2,004,122
流動資産合計		347,851,338	401,180,663
資産合計		347,851,338	401,180,663
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		335,316	380,304
未払解約金		326,633	1,611,540
未払受託者報酬		54,069	59,536
未払委託者報酬		414,988	456,908
その他未払費用		12,567	13,848
流動負債合計		1,143,573	2,522,136
負債合計		1,143,573	2,522,136
純資産の部			
元本等			
元本		335,316,113	380,304,300
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		11,391,652	18,354,227
（分配準備積立金）		39,607,011	47,565,385
元本等合計		346,707,765	398,658,527
純資産合計		346,707,765	398,658,527
負債純資産合計		347,851,338	401,180,663

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

科目	期別	第5期 自 平成18年10月27日 至 平成19年10月26日	第6期 自 平成19年10月27日 至 平成20年10月27日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		1,391	1,869
有価証券売買等損益		△2,269,198	6,300,900
営業収益合計		△2,267,807	6,302,769
営業費用			
受託者報酬		108,905	118,299
委託者報酬		835,876	907,878
その他費用		25,310	27,506
営業費用合計		970,091	1,053,683
営業利益又は営業損失（△）		△3,237,898	5,249,086
経常利益又は経常損失（△）		△3,237,898	5,249,086
当期純利益又は当期純損失（△）		△3,237,898	5,249,086
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△1,095,833	61,423
期首剰余金又は期首欠損金（△）		14,506,752	11,391,652
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,565,659	4,620,427
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,565,659	4,620,427
剰余金減少額又は欠損金増加額		3,203,378	2,465,211
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		3,203,378	2,465,211
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-	-
分配金		335,316	380,304
期末剰余金又は期末欠損金（△）		11,391,652	18,354,227

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第5期 自 平成18年10月27日 至 平成19年10月26日	第6期 自 平成19年10月27日 至 平成20年10月27日
	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左 当ファンドの計算期間は原則として、毎年10月27日から翌年10月26日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成19年10月27日から平成20年10月27日までとなっております。
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	—	

(貸借対照表に関する注記)

第5期 平成19年10月26日現在			第6期 平成20年10月27日現在		
1.	期首元本額	330,564,295 円	1.	期首元本額	335,316,113 円
	期中追加設定元本額	82,119,788 円		期中追加設定元本額	118,231,957 円
	期中解約元本額	77,367,970 円		期中解約元本額	73,243,770 円
2.	計算期間末日における 受益権の総数	335,316,113 口	2.	計算期間末日における 受益権の総数	380,304,300 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期 自 平成18年10月27日 至 平成19年10月26日			第6期 自 平成19年10月27日 至 平成20年10月27日		
A	分配金の計算過程 計算期末における費用控除後の配 当等収益	13,532,837 円	A	分配金の計算過程 計算期末における費用控除後の配 当等収益	15,497,134 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	29,346,773 円	C	信託約款に定める収益調整金	46,264,757 円
D	信託約款に定める分配準備積立金	26,409,490 円	D	信託約款に定める分配準備積立金	32,448,555 円
E	分配対象収益（A+B+C+D）	69,289,100 円	E	分配対象収益（A+B+C+D）	94,210,446 円
F	分配対象収益（1口当たり） （1万口当たり）	0.2066 円 2,066 円	F	分配対象収益（1口当たり） （1万口当たり）	0.2477 円 2,477 円
G	分配金額	335,316 円	G	分配金額	380,304 円
H	分配金額（1口当たり） （1万口当たり）	0.0010 円 10 円	H	分配金額（1口当たり） （1万口当たり）	0.0010 円 10 円

（有価証券に関する注記）

第5期（自 平成18年10月27日 至 平成19年10月26日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	346,706,968	△1,333,781
合計	346,706,968	△1,333,781

第6期（自 平成19年10月27日 至 平成20年10月27日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	398,658,479	6,326,808
合計	398,658,479	6,326,808

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第5期 平成19年10月26日現在		第6期 平成20年10月27日現在	
1口当たり純資産額	1.0340 円	1口当たり純資産額	1.0483 円
（1万口当たり純資産額）	（10,340 円）	（1万口当たり純資産額）	（10,483 円）

（４）【附属明細表】**第１ 有価証券明細表****(1) 株式**

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券**（親投資信託受益証券）**

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
親投資信託受益証券	海外債券インデックス（ヘッジあり） マザーファンド	354,426,102	398,658,479	
	合計	354,426,102	398,658,479	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「海外債券インデックス（ヘッジあり）マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「海外債券インデックス（ヘッジあり）マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

海外債券インデックス（ヘッジあり）マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

科目	対象年月日	平成19年10月26日現在	平成20年10月27日現在
	金 額	金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金	61,909,776	10,205,545	
コール・ローン	308,382,804	40,451,022	
国債証券	20,040,966,733	20,565,291,708	
派生商品評価勘定	85,014,736	4,638,260,750	
未収入金	-	945,753,772	
未収利息	241,560,816	323,316,104	
前払費用	78,245,307	62,108,648	
流動資産合計	20,816,080,172	26,585,387,549	
資産合計	20,816,080,172	26,585,387,549	
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定	447,213,785	139,367	
未払解約金	5,806,567	972,374,358	
流動負債合計	453,020,352	972,513,725	
負債合計	453,020,352	972,513,725	
純資産の部			
元本等			
元本	18,421,878,702	22,771,913,202	
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）	1,941,181,118	2,840,960,622	
元本等合計	20,363,059,820	25,612,873,824	
純資産合計	20,363,059,820	25,612,873,824	
負債純資産合計	20,816,080,172	26,585,387,549	

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	対象期間	自 平成18年10月27日 至 平成19年10月26日	自 平成19年10月27日 至 平成20年10月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法		為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

平成19年10月26日現在			平成20年10月27日現在		
1.	期首	平成18年10月27日	1.	期首	平成19年10月27日
	期首元本額	4,076,450,316 円		期首元本額	18,421,878,702 円
	期首からの追加設定元本額	15,170,147,600 円		期首からの追加設定元本額	9,600,785,462 円
	期首からの解約元本額	824,719,214 円		期首からの解約元本額	5,250,750,962 円
	平成19年10月26日現在の元本の内訳 ※			平成20年10月27日現在の元本の内訳 ※	
	インデックスファンド海外債	313,648,425 円		インデックスファンド海外債	354,426,102 円
	券ヘッジあり（DC専用）			券ヘッジあり（DC専用）	
	アセット・ナビゲーション・	14,302,429 円		アセット・ナビゲーション・	8,207,269 円
	ファンド（株式80）			ファンド（株式80）	
	アセット・ナビゲーション・	14,166,771 円		アセット・ナビゲーション・	10,048,914 円
	ファンド（株式60）			ファンド（株式60）	
	アセット・ナビゲーション・	36,716,302 円		アセット・ナビゲーション・	27,926,343 円
	ファンド（株式40）			ファンド（株式40）	
	アセット・ナビゲーション・	107,841,692 円		アセット・ナビゲーション・	89,054,261 円
	ファンド（株式20）			ファンド（株式20）	
	国際分散型ファンド40（適格	14,298,503,471 円		国際分散型ファンド40（適格	19,431,050,132 円
	機関投資家向け）			機関投資家向け）	
	海外債券インデックス（ヘッ	213,619,851 円		年金積立 アセット・ナビ	55,195,553 円
	ジあり）			ゲーション・ファンド（株式	20）
	年金積立 アセット・ナビゲー	56,503,794 円		年金積立 アセット・ナビ	68,679,263 円
	ション・ファンド（株式20）			ゲーション・ファンド（株式	40）
	年金積立 アセット・ナビゲー	78,110,216 円		年金積立 アセット・ナビ	56,999,174 円
	ション・ファンド（株式40）			ゲーション・ファンド（株式	60）
	年金積立 アセット・ナビゲー	76,128,130 円		年金積立 アセット・ナビ	44,946,047 円
	ション・ファンド（株式60）			ゲーション・ファンド（株式	80）
	年金積立 アセット・ナビゲー	61,950,076 円		年金積立 インデックスファ	2,625,380,144 円
	ション・ファンド（株式80）			ンド海外債券（ヘッジあり）	
	年金積立 インデックスファン	3,150,387,545 円		（合計）	22,771,913,202 円
	ド海外債券（ヘッジあり）				
	（合計）	18,421,878,702 円	2.	本報告書における開示対象	22,771,913,202 円
				ファンドの計算期間末日にお	
				ける当該親投資信託の受益権	
				の総数	
2.	本報告書における開示対象	18,421,878,702 円			
	ファンドの計算期間末日にお				
	ける当該親投資信託の受益権				
	の総数				

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

対象期間（自 平成18年10月27日 至 平成19年10月26日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	20,040,966,733	8,492,451
合計	20,040,966,733	8,492,451

対象期間（自 平成19年10月27日 至 平成20年10月27日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	20,565,291,708	292,027,489
合計	20,565,291,708	292,027,489

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

	自 平成18年10月27日 至 平成19年10月26日	自 平成19年10月27日 至 平成20年10月27日
取引の内容	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引等は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプション取引、金利先物取引、金利オプション取引、スワップ取引、金利先渡し取引、為替先渡し取引、および為替予約取引であります。	同左
取引の利用目的及び取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理業務担当部門が日常的にこれを監視しております。	同左

Ⅱ 取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(単位：円)

区分	種 類	平成19年10月26日現在			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	19,956,435,681	-	20,318,634,730	△362,199,049
	アメリカドル	5,633,019,085	-	5,582,433,760	50,585,325
	カナダドル	511,008,314	-	540,996,170	△29,987,856
	オーストラリアドル	84,993,990	-	90,052,360	△5,058,370
	イギリスポンド	1,668,498,925	-	1,678,134,450	△9,635,525
	スイスフラン	173,802,596	-	173,740,350	62,246
	スウェーデンクローナ	199,098,474	-	204,712,600	△5,614,126
	シンガポールドル	90,590,840	-	92,470,060	△1,879,220
	マレーシアリングgit	107,318,190	-	108,710,800	△1,392,610
	デンマーククローネ	187,936,178	-	191,383,340	△3,447,162
	ノルウェークローネ	92,568,883	-	94,192,090	△1,623,207
	ポーランドズロチ	221,492,093	-	225,623,050	△4,130,957
	ユーロ	10,986,108,113	-	11,336,185,700	△350,077,587
合計		19,956,435,681	-	20,318,634,730	△362,199,049

(単位：円)

区分	種 類	平成20年10月27日現在			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	26,359,757,173	-	21,721,635,790	4,638,121,383
	アメリカドル	7,712,389,186	-	6,954,021,640	758,367,546
	カナダドル	637,974,356	-	473,076,190	164,898,166
	オーストラリアドル	109,352,967	-	77,738,080	31,614,887
	イギリスポンド	2,201,116,172	-	1,694,593,490	506,522,682
	スイスフラン	213,611,048	-	189,143,770	24,467,278
	スウェーデンクローナ	232,684,253	-	178,797,550	53,886,703
	シンガポールドル	123,330,444	-	106,925,080	16,405,364
	マレーシアリングgit	149,912,862	-	126,884,270	23,028,592
	デンマーククローネ	238,407,313	-	188,434,290	49,973,023
	ノルウェークローネ	92,784,738	-	71,316,750	21,467,988
	ポーランドズロチ	260,076,410	-	204,986,520	55,089,890
	ユーロ	14,388,117,424	-	11,455,718,160	2,932,399,264
合計		26,359,757,173	-	21,721,635,790	4,638,121,383

(注) 時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
 - 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
 - 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しています。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用います。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成19年10月26日現在		平成20年10月27日現在	
1口当たり純資産額	1.1054 円	1口当たり純資産額	1.1248 円
(1万口当たり純資産額)	(11,054 円)	(1万口当たり純資産額)	(11,248 円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(外貨建債券)

外貨建債券（アメリカドル）

（単位：アメリカドル）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
国債証券	109J01 アメリカ国債 3.625% 20091031	870,000.00	887,128.12	
	109K01 アメリカ国債 4.625% 20091115	1,150,000.00	1,186,746.05	
	109L00 アメリカ国債 3.5% 20091215	1,600,000.00	1,635,500.00	
	110A00 アメリカ国債 3.625% 20100115	1,300,000.00	1,334,531.25	
	110B00 アメリカ国債 6.5% 20100215	2,000,000.00	2,128,124.99	
	110C00 アメリカ国債 4% 20100315	2,000,000.00	2,071,250.00	
	110D00 アメリカ国債 4% 20100415	2,000,000.00	2,075,000.00	
	110E00 アメリカ国債 3.875% 20100515	1,630,000.00	1,694,181.25	
	110F00 アメリカ国債 3.625% 20100615	1,600,000.00	1,662,499.99	
	110H00 アメリカ国債 5.75% 20100815	970,000.00	1,044,871.86	
	110I00 アメリカ国債 3.875% 20100915	1,200,000.00	1,256,437.41	
	110I01 アメリカ国債 2% 20100930	1,150,000.00	1,160,601.50	
	110K00 アメリカ国債 4.5% 20101115	1,110,000.00	1,180,415.60	
	110L00 アメリカ国債 4.375% 20101215	410,000.00	435,368.75	
	111A00 アメリカ国債 4.25% 20110115	1,220,000.00	1,297,775.00	
	111B00 アメリカ国債 5% 20110215	230,000.00	249,046.87	
	111E00 アメリカ国債 4.875% 20110531	880,000.00	953,837.44	
	111H00 アメリカ国債 5% 20110815	890,000.00	973,159.36	
	111I00 アメリカ国債 4.5% 20110930	490,000.00	528,089.79	
	111J00 アメリカ国債 4.625% 20111031	960,000.00	1,039,800.00	
	111K00 アメリカ国債 4.5% 20111130	810,000.00	875,812.50	
	112B00 アメリカ国債 4.875% 20120215	1,840,000.00	2,020,406.07	
	112E00 アメリカ国債 4.75% 20120531	2,000,000.00	2,191,250.00	
	112H00 アメリカ国債 4.375% 20120815	1,750,000.00	1,906,679.57	
	112K00 アメリカ国債 4% 20121115	1,270,000.00	1,360,884.37	
	113B00 アメリカ国債 3.875% 20130215	730,000.00	773,115.62	
	113E00 アメリカ国債 3.625% 20130515	1,850,000.00	1,943,078.12	
	113F00 アメリカ国債 3.375% 20130630	1,000,000.00	1,036,250.00	
	113H00 アメリカ国債 4.25% 20130815	1,600,000.00	1,727,000.00	
	113K00 アメリカ国債 4.25% 20131115	1,960,000.00	2,115,575.00	
	114E00 アメリカ国債 4.75% 20140515	1,430,000.00	1,582,831.25	
	114K01 アメリカ国債 4.25% 20141115	780,000.00	844,350.00	
	115E00 アメリカ国債 4.125% 20150515	900,000.00	947,671.81	
	115K01 アメリカ国債 4.5% 20151115	950,000.00	1,021,843.75	
	116B00 アメリカ国債 4.5% 20160215	1,010,000.00	1,084,014.00	
	116H00 アメリカ国債 4.875% 20160815	1,260,000.00	1,370,643.73	
	116K00 アメリカ国債 4.625% 20161115	1,560,000.00	1,667,250.00	
	117E00 アメリカ国債 4.5% 20170515	1,060,000.00	1,123,600.00	
	117K00 アメリカ国債 4.25% 20171115	1,480,000.00	1,552,612.49	
	118B00 アメリカ国債 3.5% 20180215	1,000,000.00	989,218.69	
	118E00 アメリカ国債 3.875% 20180515	1,200,000.00	1,223,250.00	
	215020 アメリカ国債 11.25% 20150215	850,000.00	1,227,718.75	
	217080 アメリカ国債 8.875% 20170815	1,160,000.00	1,575,062.49	
	219022 アメリカ国債 8.125% 20190815	470,000.00	625,026.52	
	220080 アメリカ国債 8.75% 20200815	390,000.00	543,440.60	
	220B00 アメリカ国債 8.5% 20200215	270,000.00	369,478.11	
	221110 アメリカ国債 8% 20211115	870,000.00	1,167,431.25	
	223020 アメリカ国債 7.125% 20230215	950,000.00	1,206,500.00	
	223080 アメリカ国債 6.25% 20230815	1,130,000.00	1,334,812.50	
	226020 アメリカ国債 6% 20260215	1,270,000.00	1,496,218.75	

	227110	アメリカ国債 6.125% 20271115	1,350,000.00	1,639,406.25	
	228K00	アメリカ国債 5.25% 20281115	1,030,000.00	1,143,300.00	
	230B00	アメリカ国債 6.25% 20300515	480,000.00	605,849.98	
	236B00	アメリカ国債 4.5% 20360215	1,040,000.00	1,101,100.00	
	237B00	アメリカ国債 4.75% 20370215	1,450,000.00	1,602,250.00	
国債証券 計			63,810,000.00	69,789,297.40	
アメリカドル 計			63,810,000.00	69,789,297.40	
(邦貨換算額)			(6,016,006,800)	(6,579,734,959)	

外貨建債券（カナダドル）

（単位：カナダドル）

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
国債証券	310I00	カナダ国債 4% 20100901	630,000.00	651,123.90	
	311I00	カナダ国債 3.75% 20110901	670,000.00	695,178.60	
	312F00	カナダ国債 5.25% 20120601	560,000.00	609,912.80	
	313F00	カナダ国債 5.25% 20130601	1,020,000.00	1,129,170.60	
	316F00	カナダ国債 4% 20160601	750,000.00	780,487.50	
	318F00	カナダ国債 4.25% 20180601	300,000.00	315,825.00	
	327F00	カナダ国債 8% 20270601	550,000.00	817,575.00	
	329F00	カナダ国債 5.75% 20290601	630,000.00	762,772.50	
	337F00	カナダ国債 5% 20370601	510,000.00	589,050.00	
国債証券 計			5,620,000.00	6,351,095.90	
カナダドル 計			5,620,000.00	6,351,095.90	
(邦貨換算額)			(416,104,800)	(470,235,140)	

外貨建債券（オーストラリアドル）

（単位：オーストラリアドル）

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
国債証券	310H00	オーストラリア国債 5.25% 20100815	200,000.00	204,256.80	
	313E00	オーストラリア国債 6.5% 20130515	560,000.00	605,688.72	
	317B00	オーストラリア国債 6% 20170215	480,000.00	519,394.08	
国債証券 計			1,240,000.00	1,329,339.60	
オーストラリアドル 計			1,240,000.00	1,329,339.60	
(邦貨換算額)			(72,540,000)	(77,766,367)	

外貨建債券（イギリスポンド）

（単位：イギリスポンド）

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
国債証券	309I20	イギリス国債 5.75% 20091207	620,000.00	639,881.54	
	310F00	イギリス国債 4.75% 20100607	280,000.00	287,206.92	
	311C00	イギリス国債 4.25% 20110307	860,000.00	875,388.84	
	312C00	イギリス国債 5% 20120307	700,000.00	728,280.00	
	313C00	イギリス国債 4.5% 20130307	100,000.00	102,274.80	
	313I00	イギリス国債 8% 20130927	200,000.00	235,839.40	
	314I00	イギリス国債 5% 20140907	700,000.00	738,167.50	
	315I00	イギリス国債 4.75% 20150907	740,000.00	767,589.42	
	316I00	イギリス国債 4% 20160907	180,000.00	177,888.60	
	318C00	イギリス国債 5% 20180307	370,000.00	388,060.44	
	320C00	イギリス国債 4.75% 20200307	820,000.00	832,042.52	
	321F00	イギリス国債 8% 20210607	350,000.00	464,509.85	
	325C00	イギリス国債 5% 20250307	730,000.00	754,329.44	
	328L00	イギリス国債 6% 20281207	760,000.00	890,469.96	
	332F00	イギリス国債 4.25% 20320607	560,000.00	529,214.00	
	336C00	イギリス国債 4.25% 20360307	650,000.00	629,764.85	
	338L00	イギリス国債 4.75% 20381207	870,000.00	931,315.86	
	346L00	イギリス国債 4.25% 20461207	500,000.00	492,208.50	
	355L00	イギリス国債 4.25% 20551207	330,000.00	335,352.60	
国債証券 計			10,320,000.00	10,799,785.04	
イギリスポンド 計			10,320,000.00	10,799,785.04	
(邦貨換算額)			(1,542,220,800)	(1,613,919,876)	

外貨建債券（スイスフラン）

（単位：スイスフラン）

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
国債証券	310H00	スイス国債 3.5% 20100807	500,000.00	518,465.00	
	312F00	スイス国債 2.75% 20120610	300,000.00	305,624.40	
	317F00	スイス国債 4.25% 20170605	450,000.00	512,034.75	
	318A00	スイス国債 3% 20180108	800,000.00	826,952.00	
	323B00	スイス国債 4% 20230211	140,000.00	155,318.24	
国債証券 計			2,190,000.00	2,318,394.39	
スイスフラン 計			2,190,000.00	2,318,394.39	
(邦貨換算額)			(177,609,000)	(188,021,785)	

外貨建債券 (スウェーデンクローナ)

(単位：スウェーデンクローナ)

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
国債証券	309L00	スウェーデン国債 4% 20091201	1,500,000.00	1,516,810.50	
	311C00	スウェーデン国債 5.25% 20110315	3,700,000.00	3,902,020.00	
	312J00	スウェーデン国債 5.5% 20121008	1,100,000.00	1,198,450.00	
	316G00	スウェーデン国債 3% 20160712	4,760,000.00	4,660,335.12	
	320L00	スウェーデン国債 5% 20201201	3,100,000.00	3,567,988.40	
国債証券 計			14,160,000.00	14,845,604.02	
スウェーデンクローナ 計			14,160,000.00	14,845,604.02	
(邦貨換算額)			(168,362,400)	(176,514,232)	

外貨建債券 (シンガポールドル)

(単位：シンガポールドル)

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
国債証券	312G00	シンガポール国債 3.5% 20120701	800,000.00	848,456.80	
	316I00	シンガポール国債 3.75% 20160901	800,000.00	864,766.40	
国債証券 計			1,600,000.00	1,713,223.20	
シンガポールドル 計			1,600,000.00	1,713,223.20	
(邦貨換算額)			(100,224,000)	(107,316,301)	

外貨建債券 (マレーシアリングット)

(単位：マレーシアリングット)

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
国債証券	310D00	マレーシア国債 3.869% 20100413	2,300,000.00	2,304,225.10	
	316I00	マレーシア国債 4.262% 20160915	1,700,000.00	1,714,774.70	
	318B00	マレーシア国債 4.24% 20180207	750,000.00	752,561.25	
国債証券 計			4,750,000.00	4,771,561.05	
マレーシアリングット 計			4,750,000.00	4,771,561.05	
(邦貨換算額)			(125,067,500)	(125,635,202)	

外貨建債券 (デンマーククローネ)

(単位：デンマーククローネ)

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
国債証券	309K00	デンマーク国債 6% 20091115	2,000,000.00	2,028,960.00	
	311K00	デンマーク国債 6% 20111115	1,300,000.00	1,362,956.40	
	313K00	デンマーク国債 5% 20131115	5,100,000.00	5,250,302.10	
	317K00	デンマーク国債 4% 20171115	2,000,000.00	1,941,826.00	
	324K00	デンマーク国債 7% 20241110	600,000.00	741,606.00	
国債証券 計			11,000,000.00	11,325,650.50	
デンマーククローネ 計			11,000,000.00	11,325,650.50	
(邦貨換算額)			(175,450,000)	(180,644,125)	

外貨建債券 (ノルウェークローネ)

(単位：ノルウェークローネ)

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
国債証券	311E01	ノルウェー国債 6% 20110516	2,200,000.00	2,307,736.20	
	313E00	ノルウェー国債 6.5% 20130515	1,200,000.00	1,321,663.20	
	317E00	ノルウェー国債 4.25% 20170519	1,600,000.00	1,612,464.00	
国債証券 計			5,000,000.00	5,241,863.40	
ノルウェークローネ 計			5,000,000.00	5,241,863.40	
(邦貨換算額)			(67,300,000)	(70,555,481)	

外貨建債券（ポーランドズロチ）

（単位：ポーランドズロチ）

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
国債証券	310C00	ポーランド国債 5.75% 20100324	700,000.00	683,200.00	
	310K00	ポーランド国債 6% 20101124	1,250,000.00	1,215,000.00	
	312D00	ポーランド国債 4.75% 20120425	1,850,000.00	1,706,625.00	
	313J00	ポーランド国債 5% 20131024	1,450,000.00	1,315,875.00	
	317J00	ポーランド国債 5.25% 20171025	1,400,000.00	1,246,000.00	
	322I00	ポーランド国債 5.75% 20220923	200,000.00	180,000.00	
国債証券 計			6,850,000.00	6,346,700.00	
ポーランドズロチ 計			6,850,000.00	6,346,700.00	
（邦貨換算額）			(218,104,000)	(202,078,928)	

外貨建債券（ユーロ）

（単位：ユーロ）

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
国債証券	304D00	フランス国債 5.5% 20290425	550,000.00	620,958.80	
	309J00	フランス国債 4% 20091025	320,000.00	323,186.88	
	309K00	イタリア国債 4.25% 20091101	340,000.00	343,366.00	
	309L01	ドイツ国債 4% 20091211	540,000.00	548,208.00	
	310A00	ドイツ国債 5.375% 20100104	810,000.00	835,203.96	
	310A01	スペイン国債 4% 20100131	750,000.00	758,550.00	
	310A03	イタリア国債 3% 20100115	250,000.00	249,332.25	
	310A04	フランス国債 3% 20100112	380,000.00	380,543.02	
	310A05	オーストリア国債 5.5% 20100115	330,000.00	340,124.73	
	310A06	オランダ国債 3% 20100115	700,000.00	702,057.30	
	310C02	イタリア国債 4% 20100301	780,000.00	786,992.70	
	310D00	フランス国債 5.5% 20100425	1,150,000.00	1,192,853.60	
	310D01	ドイツ国債 3.25% 20100409	1,260,000.00	1,269,170.28	
	310D02	ギリシャ国債 3.1% 20100420	1,060,000.00	1,056,848.62	
	310E01	ポルトガル国債 5.85% 20100520	400,000.00	416,138.80	
	310F00	イタリア国債 2.75% 20100615	960,000.00	951,895.68	
	310G00	ドイツ国債 5.25% 20100704	1,070,000.00	1,112,911.28	
	310G01	オランダ国債 5.5% 20100715	100,000.00	104,445.60	
	310G02	スペイン国債 3.25% 20100730	430,000.00	431,569.50	
	310I00	ベルギー国債 5.75% 20100928	900,000.00	944,014.50	
	310J00	フランス国債 5.5% 20101025	950,000.00	997,917.05	
	310J01	ドイツ国債 2.5% 20101008	390,000.00	388,398.27	
	310K00	イタリア国債 5.5% 20101101	650,000.00	675,648.35	
	311B00	フィンランド国債 5.75% 20110223	150,000.00	158,895.75	
	311C00	イタリア国債 3.5% 20110315	850,000.00	851,515.55	
	311D00	フランス国債 6.5% 20110425	810,000.00	875,727.45	
	311D02	ドイツ国債 3.5% 20110408	790,000.00	801,745.72	
	311F01	ポルトガル国債 5.15% 20110615	150,000.00	156,213.75	
	311G00	ドイツ国債 5% 20110704	960,000.00	1,010,651.52	
	311G02	オランダ国債 5% 20110715	400,000.00	420,305.20	
	311H00	イタリア国債 5.25% 20110801	920,000.00	958,090.76	
	311H01	ギリシャ国債 3.9% 20110820	720,000.00	720,432.72	
	311I00	ベルギー国債 5% 20110928	350,000.00	365,575.00	
	311J00	スペイン国債 5.35% 20111031	860,000.00	905,924.00	
	311J01	ドイツ国債 3.5% 20111014	540,000.00	548,608.14	
	312B00	イタリア国債 5% 20120201	1,440,000.00	1,492,423.20	
	312D00	フランス国債 5% 20120425	350,000.00	369,764.15	
	312D01	ドイツ国債 4% 20120413	1,050,000.00	1,080,161.25	
	312F00	ポルトガル国債 5% 20120615	500,000.00	523,399.00	
	312G00	オーストリア国債 5% 20120715	350,000.00	369,508.30	
	312G02	ドイツ国債 5% 20120704	960,000.00	1,019,510.40	
	312G03	オランダ国債 5% 20120715	980,000.00	1,037,603.42	
	312I00	ベルギー国債 5% 20120928	720,000.00	755,499.60	
	312J00	フランス国債 4.75% 20121025	1,410,000.00	1,481,190.90	
	313A00	スペイン国債 6.15% 20130131	1,110,000.00	1,213,452.00	
	313A01	ドイツ国債 4.5% 20130104	820,000.00	859,473.98	

313B00	イタリア国債 4.75% 20130201	1,370,000.00	1,413,659.16	
313D00	フランス国債 4% 20130425	1,070,000.00	1,095,207.06	
313D01	アイルランド国債 5% 20130418	200,000.00	209,801.80	
313G02	ドイツ国債 3.75% 20130704	1,440,000.00	1,472,309.28	
313G03	フィンランド国債 5.375% 20130704	700,000.00	754,627.30	
313H00	イタリア国債 4.25% 20130801	980,000.00	993,021.26	
313I00	ベルギー国債 4.25% 20130928	920,000.00	938,503.96	
313J01	フランス国債 4% 20131025	770,000.00	785,267.56	
314D00	フランス国債 4% 20140425	480,000.00	488,807.04	
314E01	ギリシャ国債 4.5% 20140520	580,000.00	585,813.92	
314G00	スペイン国債 4.75% 20140730	770,000.00	804,958.00	
314G01	ドイツ国債 4.25% 20140704	1,210,000.00	1,262,128.01	
314G02	オーストリア国債 4.3% 20140715	790,000.00	812,837.32	
314G03	オランダ国債 3.75% 20140715	310,000.00	312,590.36	
314H00	イタリア国債 4.25% 20140801	580,000.00	587,921.06	
315A01	ドイツ国債 3.75% 20150104	1,250,000.00	1,267,945.00	
315B00	イタリア国債 4.25% 20150201	130,000.00	131,295.45	
315D00	フランス国債 3.5% 20150425	360,000.00	355,042.44	
315G02	ドイツ国債 3.25% 20150704	350,000.00	344,424.50	
315H00	イタリア国債 3.75% 20150801	940,000.00	916,704.92	
315I00	ベルギー国債 3.75% 20150928	950,000.00	932,589.35	
315J00	フランス国債 3% 20151025	580,000.00	552,445.94	
316A01	スペイン国債 3.15% 20160131	300,000.00	282,780.00	
316D00	アイルランド国債 4.6% 20160418	260,000.00	266,177.60	
316D01	フランス国債 3.25% 20160425	310,000.00	298,479.78	
316G01	ドイツ国債 4% 20160704	1,160,000.00	1,183,342.68	
316G02	オランダ国債 4% 20160715	960,000.00	964,049.28	
316H00	イタリア国債 3.75% 20160801	1,060,000.00	1,018,998.14	
316I01	オーストリア国債 4% 20160915	470,000.00	470,673.51	
316J00	フランス国債 5% 20161025	890,000.00	954,829.38	
316J01	ポルトガル国債 4.2% 20161015	560,000.00	559,850.48	
317A01	ドイツ国債 3.75% 20170104	730,000.00	732,108.24	
317D00	フランス国債 3.75% 20170425	1,050,000.00	1,034,651.10	
317G00	スペイン国債 5.5% 20170730	1,160,000.00	1,261,964.00	
317G01	ギリシャ国債 4.3% 20170720	1,100,000.00	1,067,214.50	
317G02	ドイツ国債 4.25% 20170704	880,000.00	913,308.00	
317H00	イタリア国債 5.25% 20170801	1,250,000.00	1,325,172.50	
317I00	ベルギー国債 5.5% 20170928	1,000,000.00	1,096,127.00	
317I01	フィンランド国債 3.875% 20170915	250,000.00	247,161.25	
317J01	フランス国債 4.25% 20171025	690,000.00	702,696.00	
318A00	オーストリア国債 4.65% 20180115	1,020,000.00	1,064,806.56	
318A01	ドイツ国債 4% 20180104	250,000.00	255,255.00	
318B00	イタリア国債 4.5% 20180201	430,000.00	429,656.00	
318D00	フランス国債 4% 20180425	600,000.00	599,760.00	
318G01	オランダ国債 4% 20180715	170,000.00	168,563.50	
318G03	ドイツ国債 4.25% 20180704	450,000.00	467,617.50	
318H00	イタリア国債 4.5% 20180801	1,050,000.00	1,041,285.00	
319J00	フランス国債 8.5% 20191025	490,000.00	674,453.15	
320B00	イタリア国債 4.5% 20200201	830,000.00	816,744.07	
320D00	アイルランド国債 4.5% 20200418	550,000.00	544,233.25	
321D00	ポルトガル国債 3.85% 20210415	530,000.00	498,360.06	
321D01	フランス国債 3.75% 20210425	450,000.00	428,164.65	
322J00	ギリシャ国債 5.9% 20221022	740,000.00	812,010.14	
323D00	フランス国債 8.5% 20230425	630,000.00	905,672.88	
323K00	イタリア国債 9% 20231101	430,000.00	619,439.51	
324A00	ドイツ国債 6.25% 20240104	220,000.00	268,031.94	
327G00	オーストリア国債 6.25% 20270715	400,000.00	484,213.60	
327K00	イタリア国債 6.5% 20271101	700,000.00	828,753.10	
328010	ドイツ国債 5.625% 20280104	960,000.00	1,102,079.04	
328A00	オランダ国債 5.5% 20280115	510,000.00	573,242.55	
328C00	ベルギー国債 5.5% 20280328	530,000.00	584,469.16	
329A00	スペイン国債 6% 20290131	670,000.00	776,161.50	

329K00	イタリア国債 5.25% 20291101	1,220,000.00	1,264,078.60	
331A00	ドイツ国債 5.5% 20310104	960,000.00	1,099,200.96	
331E00	イタリア国債 6% 20310501	1,070,000.00	1,207,705.79	
332J00	フランス国債 5.75% 20321025	340,000.00	399,552.70	
334H00	イタリア国債 5% 20340801	980,000.00	986,537.58	
335C00	ベルギー国債 5% 20350328	380,000.00	402,529.06	
335D00	フランス国債 4.75% 20350425	730,000.00	766,937.27	
337A00	スペイン国債 4.2% 20370131	830,000.00	762,770.00	
337A01	オランダ国債 4% 20370115	450,000.00	424,769.40	
337A02	ドイツ国債 4% 20370104	1,190,000.00	1,140,719.72	
337B00	イタリア国債 4% 20370201	710,000.00	611,126.82	
337C00	オーストリア国債 4.15% 20370315	100,000.00	95,887.80	
337D00	ポルトガル国債 4.1% 20370415	200,000.00	183,086.00	
337I00	ギリシャ国債 4.5% 20370920	550,000.00	494,414.25	
339G00	ドイツ国債 4.25% 20390704	420,000.00	417,749.64	
355D00	フランス国債 4% 20550425	620,000.00	578,174.18	
N00238	フランス国債 5% 20111025	1,030,000.00	1,083,751.58	
国債証券 計		87,460,000.00	90,665,454.57	
ユーロ 計		87,460,000.00	90,665,454.57	
(邦貨換算額)		(10,391,997,200)	(10,772,869,312)	

(単位：円)

総合計	(19,470,986,500)	(20,565,291,708)	
	19,470,986,500	20,565,291,708	

(注) 総合計の（ ）内の金額は外貨建債券の邦貨換算額合計であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率 (%)	合計額に対する比率 (%)
アメリカドル	国債証券 55銘柄	100.0	32.0
カナダドル	国債証券 9銘柄	100.0	2.3
オーストラリアドル	国債証券 3銘柄	100.0	0.4
イギリスポンド	国債証券 19銘柄	100.0	7.8
スイスフラン	国債証券 5銘柄	100.0	0.9
スウェーデンクローナ	国債証券 5銘柄	100.0	0.9
シンガポールドル	国債証券 2銘柄	100.0	0.5
マレーシアリングギット	国債証券 3銘柄	100.0	0.6
デンマーククローネ	国債証券 5銘柄	100.0	0.9
ノルウェークローネ	国債証券 3銘柄	100.0	0.3
ポーランドズロチ	国債証券 6銘柄	100.0	1.0
ユーロ	国債証券 125銘柄	100.0	52.4

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成20年10月31日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	400,233,985	円
II 負債総額	384,810	円
III 純資産総額（I－II）	399,849,175	円
IV 発行済数量	383,632,225	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0423	円

（参考）海外債券インデックス（ヘッジあり）マザーファンド**純資産額計算書**

I 資産総額	26,790,953,600	円
II 負債総額	1,330,526,987	円
III 純資産総額（I－II）	25,460,426,613	円
IV 発行済数量	22,764,942,014	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.1184	円

第5【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1計算期間（2002年12月10日～2003年10月27日）	1,000,000	0
第2計算期間（2003年10月28日～2004年10月26日）	288,007,890	4,588,622
第3計算期間（2004年10月27日～2005年10月26日）	79,225,649	33,889,873
第4計算期間（2005年10月27日～2006年10月26日）	57,507,462	56,698,211
第5計算期間（2006年10月27日～2007年10月26日）	82,119,788	77,367,970
第6計算期間（2007年10月27日～2008年10月27日）	118,231,957	73,243,770

（注）第1計算期間の設定数量には、当初設定数量を含みます。

第三部【特別情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****(1) 資本金の額**

平成20年11月末現在

資本金	16,403,045,900円
発行可能株式総数	220,000,000株
発行済株式総数	185,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成18年7月6日	16,223,228,400円（16,174,272,500円）
平成19年4月13日	16,287,728,400円（16,223,228,400円）
平成20年6月23日	16,403,045,900円（16,287,728,400円）

(2) 会社の意思決定機構

・株主総会

取締役・監査役などの選任、定款変更などに係る決議などを行ないます。

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年4月1日から3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。

10名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選任します。また、取締役中より取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

・監査役会

4名以内の監査役で構成され、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定することができます。

(平成20年11月末現在)

(3) 運用の意思決定プロセス

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成20年11月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	372	60,439
株式投資信託	291	46,825
単位型	42	910
追加型	249	45,914
公社債投資信託	81	13,614
単位型	64	1,108
追加型	17	12,505
投資法人合計	1	47

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第48期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、旧「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（平成19年8月15日 内閣府令第65号）附則第9条第2項第1号のただし書きにより、改正後の財務諸表等規則を早期に適用しております。
2. 当社は、第48期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表については旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、また第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第48期 (平成19年3月31日)		第49期 (平成20年3月31日)	
区 分	注記 番号	金額（百万円）	構成比 (%)	金額（百万円）	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金		0		-	
2. 預金		30,386		-	
3. 現金・預金		-		35,432	
4. 有価証券		-		337	
5. 支払委託金		157		-	
(1) 収益分配金	1			-	
(2) 償還金	156			-	
6. 前払費用		236		407	
7. 未収入金		89		7	
8. 未収委託者報酬		10,988		10,138	
9. 未収収益	※4	778		712	
10. 立替金		379		190	
11. 繰延税金資産		1,462		1,901	
12. その他	※3	30		30	
流動資産合計		44,510	69.9	49,158	76.4
II 固定資産					
1. 有形固定資産					
(1) 建物	※1	55		843	
(2) 器具備品	※1	222		548	
有形固定資産合計		278	0.4	1,391	2.2
2. 無形固定資産					
(1) ソフトウェア	※2	171		109	
(2) 電話加入権等	※2	22		21	
無形固定資産合計		193	0.3	131	0.2
3. 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		10,534		4,274	
(2) 関係会社株式		7,880		8,154	
(3) 関係会社長期貸付金		-		60	
(4) 長期差入保証金		870		1,062	
(5) 繰延税金資産		-		661	
(6) その他		4		2	
(7) 子会社投資損失引当金		△576		△576	
投資その他の資産合計		18,713	29.4	13,639	21.2
固定資産合計		19,185	30.1	15,162	23.6
資産合計		63,695	100.0	64,321	100.0

		第48期 (平成19年3月31日)		第49期 (平成20年3月31日)		
区 分	注記 番号	金額（百万円）		構成比 (%)	金額（百万円）	構成比 (%)
(負債の部)						
I 流動負債						
1. 預り金			90			150
2. 未払金			6,222			5,073
(1) 未払収益分配金		9			7	
(2) 未払償還金		1,059			353	
(3) 未払手数料		4,622			4,378	
(4) その他未払金		531			333	
3. 未払費用	※4		7,206			6,697
4. 未払法人税等			3,603			5,651
5. 未払消費税等			771			424
6. 賞与引当金			2,406			2,855
7. 役員賞与引当金			265			320
8. その他			-			212
流動負債合計			20,565	32.3		21,384
II 固定負債						
1. 退職給付引当金			528			624
2. 繰延税金負債			880			-
3. その他			102			102
固定負債合計			1,511	2.4		727
負債合計			22,076	34.7		22,112
(純資産の部)						
I 株主資本						
1. 資本金			16,223	25.5		16,287
2. 資本剰余金						
(1) 資本準備金		4,092			4,157	
(2) その他資本剰余金		4			4	
資本剰余金合計			4,097	6.4		4,161
3. 利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金		20,616			21,660	
利益剰余金合計			20,616	32.3		21,660
株主資本合計			40,937	64.2		42,109
II 評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額金			682	1.1		99
評価・換算差額等合計			682	1.1		99
純資産合計			41,619	65.3		42,208
負債純資産合計			63,695	100.0		64,321

(2) 【損益計算書】

		第48期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)			第49期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		
区 分	注記 番号	金額（百万円）		百分比 （%）	金額（百万円）		百分比 （%）
I 営業収益							
1. 委託者報酬			69,882			87,292	
2. その他営業収益			3,810			3,894	
営業収益計			73,693	100.0		91,186	100.0
II 営業費用							
1. 支払手数料			29,319			36,598	
2. 広告宣伝費			3,163			4,770	
3. 公告費			27			42	
4. 受益証券発行費			78			13	
5. 調査費			14,809			17,679	
調査費		719			868		
委託調査費		14,066			16,792		
図書費		24			19		
6. 委託計算費			465			554	
7. 営業雑経費			1,077			1,002	
通信費		200			237		
印刷費		581			430		
協会費		38			44		
諸会費		9			9		
その他		247			280		
営業費用計			48,941	66.4		60,661	66.5
III 一般管理費							
1. 給料	※1		6,948			8,005	
役員報酬		209			220		
役員賞与引当金繰入額		265			320		
給料・手当		4,020			4,578		
賞与		48			31		
賞与引当金繰入額		2,406			2,855		
2. 交際費			51			100	
3. 寄付金			35			19	
4. 旅費交通費			353			446	
5. 租税公課			327			341	
6. 不動産賃借料			553			1,164	
7. 退職給付費用			273			327	
8. 退職金			67			231	
9. 固定資産減価償却費			292			446	
10. 諸経費			3,353			3,806	
一般管理費計			12,257	16.6		14,890	16.3
営業利益			12,493	17.0		15,634	17.2
IV 営業外収益							
1. 受取利息			0			1	
2. 受取配当金			273			63	
3. 時効成立分配金・償還金			622			689	
4. その他			35			71	
営業外収益計			931	1.2		826	0.9
V 営業外費用							
1. 支払利息			17			16	
2. 時効成立後支払分配金・償還金			116			90	
3. 弁護士報酬等			84			31	
4. その他			13			12	
営業外費用計			230	0.3		150	0.2
経常利益			13,194	17.9		16,310	17.9

		第48期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)			第49期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		
区 分	注記 番号	金額（百万円）		百分比 (%)	金額（百万円）		百分比 (%)
VI 特別利益							
1. 投資有価証券売却益			344			560	
2. 退職給付制度移行益			442			-	
特別利益計			786	1.1		560	0.6
VII 特別損失							
1. 投資有価証券売却損			100			390	
2. 固定資産処分損			-			46	
3. 移転費用			160			110	
4. 関係会社株式評価損			-			2,618	
5. その他			20			7	
特別損失計			281	0.4		3,172	3.5
税引前当期純利益			13,699	18.6		13,697	15.0
法人税、住民税及び事業税		3,506			7,266		
法人税等調整額		133	3,639	4.9	△1,581	5,685	6.2
当期純利益			10,060	13.7		8,012	8.8

(3) 【株主資本等変動計算書】

第48期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高（百万円）	16,174	4,043	4	4,048
事業年度中の変動額				
新株の発行	48	48		48
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当事業年度中 の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計（百万円）	48	48	-	48
平成19年3月31日残高（百万円）	16,223	4,092	4	4,097

	株主資本		
	利益剰余金		株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計	
	繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高（百万円）	11,836	11,836	32,059
事業年度中の変動額			
新株の発行			97
剰余金の配当	△1,280	△1,280	△1,280
当期純利益	10,060	10,060	10,060
株主資本以外の項目の当事業年度中 の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計（百万円）	8,779	8,779	8,877
平成19年3月31日残高（百万円）	20,616	20,616	40,937

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高（百万円）	450	450	32,509
事業年度中の変動額			
新株の発行			97
剰余金の配当			△1,280
当期純利益			10,060
株主資本以外の項目の当事業年度中 の変動額（純額）	231	231	231
事業年度中の変動額合計（百万円）	231	231	9,109
平成19年3月31日残高（百万円）	682	682	41,619

第49期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高（百万円）	16,223	4,092	4	4,097
事業年度中の変動額				
新株の発行	64	64		64
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当事業年度中 の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計（百万円）	64	64	-	64
平成20年3月31日残高（百万円）	16,287	4,157	4	4,161

	株主資本		
	利益剰余金		株主資本合計
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	
平成19年3月31日残高（百万円）	20,616	20,616	40,937
事業年度中の変動額			
新株の発行			129
剰余金の配当	△6,969	△6,969	△6,969
当期純利益	8,012	8,012	8,012
株主資本以外の項目の当事業年度中 の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計（百万円）	1,043	1,043	1,172
平成20年3月31日残高（百万円）	21,660	21,660	42,109

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高（百万円）	682	682	41,619
事業年度中の変動額			
新株の発行			129
剰余金の配当			△6,969
当期純利益			8,012
株主資本以外の項目の当事業年度中 の変動額（純額）	△582	△582	△582
事業年度中の変動額合計（百万円）	△582	△582	589
平成20年3月31日残高（百万円）	99	99	42,208

重要な会計方針

	第48期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 同左 ② その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 1年～7年 器具備品 1年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 (追加情報) 一部の有形固定資産については、平成19年8月末までに予定している事務所移転計画に基づき、使用可能期間を合理的に見積もり、耐用年数を短縮しております。この変更により、一般管理費は92百万円増加し、営業利益、経常利益、税引前当期純利益は同額減少し、当期純利益は55百万円減少しております。	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 4年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左

	第48期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
3. 引当金の計上基準	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 (4) 子会社投資損失引当金 子会社株式の実質価額の低下による損失に備えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(3) 退職給付引当金 同左 (4) 子会社投資損失引当金 同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

第48期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対象表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は41,619百万円であります。なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。 (ストック・オプション等に関する会計基準等) 当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）を適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。	(固定資産の減価償却の方法) 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得したもののについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益が63百万円、当期純利益が37百万円それぞれ減少しております。

表示方法の変更

第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
—	「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）の別紙様式に基づき、前事業年度において「現金」及び「預金」として掲記されていたものは、当事業年度より「現金・預金」と表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第48期（平成19年3月31日）	第49期（平成20年3月31日）
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 107 百万円 器具備品 206 百万円 ※2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 265 百万円 電話加入権等(電信電話専用権) 3 百万円 ※3. 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。 ※4. 関係会社に対する資産及び負債は次の通りであります。 (流動資産) 未収収益 95 百万円 (流動負債) 未払費用 427 百万円 5. 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務213百万円に対して保証を行っております。	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 166 百万円 器具備品 210 百万円 ※2. — ※3. 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。 ※4. 関係会社に対する資産及び負債は次の通りであります。 (流動資産) 未収収益 77 百万円 (流動負債) 未払費用 693 百万円 5. 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務138百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 540 百万円以内 監査役 年額 80 百万円以内	※1. —

(株主資本等変動計算書関係)

第48期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)		当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
		第三者割当	株式分割		
普通株式(注)	1,829,125	4,900	181,568,475	—	183,402,500

(注)平成18年10月18日開催の取締役会決議により、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		前事業 年度末	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業 年度末	
平成16年度ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
平成16年度ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
平成16年度ストックオプション(3)	普通株式	6,960,000	—	440,000	6,520,000	—
平成17年度ストックオプション	普通株式	3,680,000	—	230,000	3,450,000	—
平成18年度ストックオプション	普通株式	—	1,610,000	60,000	1,550,000	—
合 計		22,640,000	1,610,000	730,000	23,520,000	—

(注)1. 平成16年度ストックオプション(1)のうち、6,000,000株は、権利行使期間の初日が到来しております。

2. 平成16年度ストックオプション(2)のうち、5,320,000株は、権利行使期間の初日が到来しております。

3. 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションは、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションの減少は、新株予約権の失効によるものであります。

5. 平成18年度ストックオプションの増加は、新株予約権の発行によるものであります。

6. 平成18年10月18日開催の取締役会決議により、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。なお、新株予約権の目的となる株式の数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,280	700	平成18年3月31日	平成18年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	6,969	38	平成19年3月31日	平成19年6月21日

(注) 当社は、平成18年10月18日開催の取締役会決議により、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。分割後の株式数で計算した平成18年6月20日決議の、1株当たり配当額は7円であります。

第49期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	183,402,500	645,000	—	184,047,500

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加645,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (百万円)
			前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
提出会社	平成16年度ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
	平成16年度ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
	平成16年度ストックオプション(3)	普通株式	6,520,000	—	520,000	6,000,000	—
	平成17年度ストックオプション	普通株式	3,450,000	—	310,000	3,140,000	—
	平成18年度ストックオプション	普通株式	1,550,000	—	80,000	1,470,000	—
	平成19年度ストックオプション(1)	普通株式	—	4,250,000	110,000	4,140,000	—
	平成19年度ストックオプション(2)	普通株式	—	30,000	—	30,000	—
合計			23,520,000	4,280,000	1,020,000	26,780,000	—

(注) 1. 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しております。

2. 平成16年度ストックオプション（3）、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション（1）及び平成19年度ストックオプション（2）は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
3. 平成16年度ストックオプション（3）、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション（1）の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
4. 平成19年度ストックオプション（1）及び平成19年度ストックオプション（2）の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月23日 取締役会	普通株式	6,969	38	平成19年3月31日	平成19年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,760	15	平成20年3月31日	平成20年6月10日

(リース取引関係)

第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)								
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><td></td><td>取得価額 相当額</td><td>減価償却 累計額 相当額</td><td>期末残高 相当額</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>百万円 12</td><td>百万円 7</td><td>百万円 4</td></tr></table> (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。 (2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 3百万円 1年超 0百万円 合計 4百万円 (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 4百万円 減価償却費相当額 4百万円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 1,145百万円 1年超 2,751百万円 合計 3,896百万円		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	器具備品	百万円 12	百万円 7	百万円 4	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 当事業年度中にリース契約が終了し、金額が僅少であるため、注記を省略しております。 <
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額						
器具備品	百万円 12	百万円 7	百万円 4						

(有価証券関係)

第48期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	7	36	28
	そ の 他	6,508	7,643	1,135
	小 計	6,515	7,679	1,164
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	2,602	2,587	△ 14
	小 計	2,602	2,587	△ 14
合 計		9,117	10,267	1,150

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
3,827	316	100

3 時価評価されていない有価証券

その他有価証券

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	167
その他 投資証券	100
合 計	267

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価評価されていない株式20百万円につき、株式の実質価額の低下を考慮し、減損処理を行っております。

4 その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
その他有価証券 その他 投資信託	-	2,667	320	2,793
合 計	-	2,667	320	2,793

5 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	905	992	86
合 計	905	992	86

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	7	27	19
	そ の 他	2,667	3,071	403
	小 計	2,675	3,098	423
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	1,545	1,289	△ 255
	小 計	1,545	1,289	△ 255
合 計		4,220	4,388	167

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
8,079	560	390

3 時価評価されていない有価証券

その他有価証券

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	124
その他 投資証券	100
合 計	224

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価評価されていない株式7百万円につき、株式の実質価額の低下を考慮し、減損処理を行っております。

4 その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
その他有価証券 その他 投資信託	337	1,078	792	1,112
合 計	337	1,078	792	1,112

5 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	905	787	△ 117
合 計	905	787	△ 117

(持分法損益等)

第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
—	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 2,892 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,201 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,519

(退職給付関係)

第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																												
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度、キャッシュバラン スプラン型企業年金制度、適格退職年金制度及び退職 一時金制度を設けております。 2. 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ. 退職給付債務</td><td>△ 1,459</td></tr> <tr> <td>ロ. 年金資産</td><td>728</td></tr> <tr> <td>ハ. 未積立退職給付債務</td><td>△ 730</td></tr> <tr> <td>ニ. 未認識数理計算上の差異</td><td>202</td></tr> <tr> <td>ホ. 退職給付引当金残高</td><td>△ 528</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ. 勤務費用</td><td>70</td></tr> <tr> <td>ロ. 利息費用</td><td>27</td></tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益</td><td>△ 4</td></tr> <tr> <td>ニ. 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>26</td></tr> <tr> <td>ホ. 確定拠出型企業年金への掛金</td><td>152</td></tr> <tr> <td>ヘ. 退職給付費用合計</td><td>273</td></tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>イ. 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>勤続期間比例</td></tr> <tr> <td>ロ. 割引率</td><td>2.0%</td></tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益率</td><td>0.7%</td></tr> <tr> <td>ニ. 数理計算上の差異の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table>	イ. 退職給付債務	△ 1,459	ロ. 年金資産	728	ハ. 未積立退職給付債務	△ 730	ニ. 未認識数理計算上の差異	202	ホ. 退職給付引当金残高	△ 528	イ. 勤務費用	70	ロ. 利息費用	27	ハ. 期待運用収益	△ 4	ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	26	ホ. 確定拠出型企業年金への掛金	152	ヘ. 退職給付費用合計	273	イ. 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	ロ. 割引率	2.0%	ハ. 期待運用収益率	0.7%	ニ. 数理計算上の差異の処理年数	10年	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ. 退職給付債務</td><td>△ 1,502</td></tr> <tr> <td>ロ. 年金資産</td><td>688</td></tr> <tr> <td>ハ. 未積立退職給付債務</td><td>△ 813</td></tr> <tr> <td>ニ. 未認識数理計算上の差異</td><td>188</td></tr> <tr> <td>ホ. 退職給付引当金残高</td><td>△ 624</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ. 勤務費用</td><td>96</td></tr> <tr> <td>ロ. 利息費用</td><td>29</td></tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益</td><td>△ 5</td></tr> <tr> <td>ニ. 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>32</td></tr> <tr> <td>ホ. 確定拠出型企業年金への掛金</td><td>174</td></tr> <tr> <td>ヘ. 退職給付費用合計</td><td>327</td></tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>イ. 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>勤続期間比例</td></tr> <tr> <td>ロ. 割引率</td><td>2.0%</td></tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益率</td><td>0.7%</td></tr> <tr> <td>ニ. 数理計算上の差異の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table>	イ. 退職給付債務	△ 1,502	ロ. 年金資産	688	ハ. 未積立退職給付債務	△ 813	ニ. 未認識数理計算上の差異	188	ホ. 退職給付引当金残高	△ 624	イ. 勤務費用	96	ロ. 利息費用	29	ハ. 期待運用収益	△ 5	ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	32	ホ. 確定拠出型企業年金への掛金	174	ヘ. 退職給付費用合計	327	イ. 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	ロ. 割引率	2.0%	ハ. 期待運用収益率	0.7%	ニ. 数理計算上の差異の処理年数	10年
イ. 退職給付債務	△ 1,459																																																												
ロ. 年金資産	728																																																												
ハ. 未積立退職給付債務	△ 730																																																												
ニ. 未認識数理計算上の差異	202																																																												
ホ. 退職給付引当金残高	△ 528																																																												
イ. 勤務費用	70																																																												
ロ. 利息費用	27																																																												
ハ. 期待運用収益	△ 4																																																												
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	26																																																												
ホ. 確定拠出型企業年金への掛金	152																																																												
ヘ. 退職給付費用合計	273																																																												
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例																																																												
ロ. 割引率	2.0%																																																												
ハ. 期待運用収益率	0.7%																																																												
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																												
イ. 退職給付債務	△ 1,502																																																												
ロ. 年金資産	688																																																												
ハ. 未積立退職給付債務	△ 813																																																												
ニ. 未認識数理計算上の差異	188																																																												
ホ. 退職給付引当金残高	△ 624																																																												
イ. 勤務費用	96																																																												
ロ. 利息費用	29																																																												
ハ. 期待運用収益	△ 5																																																												
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	32																																																												
ホ. 確定拠出型企業年金への掛金	174																																																												
ヘ. 退職給付費用合計	327																																																												
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例																																																												
ロ. 割引率	2.0%																																																												
ハ. 期待運用収益率	0.7%																																																												
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																												

(ストックオプション等関係)

第48期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション（１）	平成16年度ストックオプション（２）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式6,070,000株	普通株式6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から 平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から 平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から 平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から 平成26年7月8日まで
	平成16年度ストックオプション（３）	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 97名	当社の従業員及び 関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式7,640,000株	普通株式3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日または平成18年6月24日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日または平成19年6月23日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から 平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から 平成27年6月22日まで
	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式1,270,000株	普通株式340,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	上場がなされた日または平成21年4月28日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年4月28日から 平成28年4月27日まで	同左

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

①ストックオプション（新株予約権）の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8月31日	平成16年 8月31日
権利確定前（株）		
期首	2,040,000	2,720,000
付与	0	0
失効	0	0
権利確定	2,040,000	2,040,000
権利未確定残	0	680,000
権利確定後（株）		
期首	3,960,000	3,280,000
権利確定	2,040,000	2,040,000
権利行使	0	0
失効	0	0
権利未行使残	6,000,000	5,320,000
	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1月11日、平成17年 1月28日 平成17年 5月24日、平成17年 6月22日	平成18年 2月14日
権利確定前（株）		
期首	6,960,000	3,680,000
付与	0	0
失効	440,000	230,000
権利確定	0	0
権利未確定残	6,520,000	3,450,000
権利確定後（株）		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—
	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4月28日	平成18年 7月18日
権利確定前（株）		
期首	0	0
付与	1,270,000	340,000
失効	50,000	10,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,220,000	330,000
権利確定後（株）		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利行使価格（円）（注）1	15,823（分割後159）	同左
付与日における公正な評価単価（円） （注）2、3	—	—
	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利行使価格（円）（注）1	15,823（分割後159）	17,666（分割後177）
付与日における公正な評価単価（円） （注）2、3	—	—
	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利行使価格（円）（注）1	19,981（分割後200）	同左
付与日における公正な評価単価（円） （注）2、3	—	—

（注）1. 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。

- 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち、平成18年4月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。
- 平成18年度ストックオプションのうち、平成18年7月18日付与ストックオプションについては、公正な評価単価に代え、本源的価値（当社株式評価額と行使価格との差額）の見積もりによっております。

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション（１）	平成16年度ストックオプション（２）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式6,070,000株	普通株式6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から 平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から 平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から 平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から 平成26年7月8日まで
	平成16年度ストックオプション（３）	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 97名	当社の従業員及び 関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式7,640,000株	普通株式3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日または平成18年6月24日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日または平成19年6月23日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から 平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から 平成27年6月22日まで
	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式1,270,000株	普通株式340,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	上場がなされた日または平成21年4月28日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年4月28日から 平成28年4月27日まで	同左

	平成19年度ストックオプション（１）	平成19年度ストックオプション（２）
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 124名	当社の従業員 1 名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式4,250,000株	普通株式30,000株
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利確定条件	上場がなされた日または平成21年 7 月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日または平成22年 3 月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年 7 月19日から 平成29年 7 月18日まで	平成22年 3 月19日から 平成30年 3 月18日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

①ストックオプション（新株予約権）の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利確定前（株）		
期首	—	680,000
付与	—	0
失効	—	0
権利確定	—	680,000
権利未確定残	—	0
権利確定後（株）		
期首	6,000,000	5,320,000
権利確定	0	680,000
権利行使	0	0
失効	0	0
権利未行使残	6,000,000	6,000,000
	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利確定前（株）		
期首	6,520,000	3,450,000
付与	0	0
失効	520,000	310,000
権利確定	0	0
権利未確定残	6,000,000	3,140,000
権利確定後（株）		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—
	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利確定前（株）		
期首	1,220,000	330,000
付与	0	0
失効	80,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	1,140,000	330,000
権利確定後（株）		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成19年度ストックオプション（１）	平成19年度ストックオプション（２）
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利確定前（株）		
期首	0	0
付与	4,250,000	30,000
失効	110,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	4,140,000	30,000
権利確定後（株）	—	—
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注)株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8月31日	平成16年 8月31日
権利行使価格（円）（注）1	15,823（分割後159）	同左
付与日における公正な評価単価（円）（注）2、3	—	—
	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1月11日、平成17年 1月28日 平成17年 5月24日、平成17年 6月22日	平成18年 2月14日
権利行使価格（円）（注）1	15,823（分割後159）	17,666（分割後177）
付与日における公正な評価単価（円）（注）2、3	—	—
	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4月28日	平成18年 7月18日
権利行使価格（円）（注）1	19,981（分割後200）	同左
付与日における公正な評価単価（円）（注）2、3	—	0
	平成19年度ストックオプション（1）	平成19年度ストックオプション（2）
付与日	平成19年 7月27日	平成20年 3月31日
権利行使価格（円）（注）1	450	同左
付与日における公正な評価単価（円）（注）2、3	0	0

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6日付けで、普通株式 1株を100株とする株式分割を行っております。

- 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち平成18年 4月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。
- 平成18年度ストックオプションのうち平成18年 7月18日付与ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（DCF法による評価額と行使価格との差額）の見積もりによっております。

第48期（平成19年3月31日）	第49期（平成20年3月31日）
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) 繰延税金資産（流動） 賞与引当金繰入超過額 979 未払事業税 285 その他 197 1,462 繰延税金資産（固定） 退職給付引当金超過額 214 子会社投資損失引当金 234 その他 154 603 繰延税金資産合計 2,065 繰延税金負債（固定） その他有価証券評価差額金 467 法人税法上の子会社株式譲渡損 1,016 繰延税金負債合計 1,484 繰延税金資産の純額 581	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) 繰延税金資産（流動） 賞与引当金繰入超過額 1,161 未払事業税 551 その他 188 1,901 繰延税金資産（固定） 退職給付引当金超過額 254 子会社投資損失引当金 234 その他 240 729 繰延税金資産合計 2,630 繰延税金負債（固定） その他有価証券評価差額金 68 繰延税金負債合計 68 繰延税金資産の純額 2,562
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.6% (調整) 評価性引当額の影響等 △ 14.6% 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.0% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △ 0.4% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 26.6%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。

(関連当事者情報)

第48期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(1) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	日興コーポリアル証券株式会社	東京都千代田区	100,000	証券業	なし	なし	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払 (注1)	16,595	未払手数料	3,166

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号）を早期に適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に加えて、親会社又は重要な関連会社に関する注記が開示対象に追加されております。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	日興コーポリアル証券株式会社	東京都千代田区	100,000	証券業	なし	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払 (注1)	19,162	未払手数料	2,977

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シティグループ・インク（ニューヨーク証券取引所等に上場）

シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社

株式会社日興コーディアルグループ

（注）平成20年5月1日、シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社と株式会社日興コーディアルグループは合併し、日興シティホールディングス株式会社に名称変更しております。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロンドン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下の通りであります。なお、下記数値は平成19年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	8,817百万円
負債合計	2,727百万円
純資産合計	6,090百万円

営業収益	13,173百万円
税引前当期純利益	5,719百万円
当期純利益	4,873百万円

(1株当たり情報)

第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	226円92銭	1株当たり純資産額	229円33銭
1株当たり当期純利益	54円89銭	1株当たり当期純利益	43円54銭
当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。当該株式分割が平成17年4月1日に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報は、以下の通りであります。 1株当たり純資産額 177円73銭 1株当たり当期純利益 22円97銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当期純利益（百万円）	10,060	8,012
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（百万円）	10,060	8,012
普通株式の期中平均株式数（千株）	183,272	184,023
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成16年度ストックオプション（1）6,000,000株、平成16年度ストックオプション（2）6,000,000株、平成16年度ストックオプション（3）6,520,000株、平成17年度ストックオプション3,450,000株、平成18年度ストックオプション1,550,000株。	平成16年度ストックオプション（1）6,000,000株、平成16年度ストックオプション（2）6,000,000株、平成16年度ストックオプション（3）6,000,000株、平成17年度ストックオプション3,140,000株、平成18年度ストックオプション1,470,000株、平成19年度ストックオプション（1）4,140,000株、平成19年度ストックオプション（2）30,000株。

(重要な後発事象)

第48期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 新株発行に対する払込

当社は、平成18年4月27日開催の臨時株主総会及び平成19年3月28日開催の取締役会にて、645,000株の第三者割当による当社普通株式の発行を決議いたしました。決済金額は期日に払込まれております。

① 割当先	日興アセットマネジメント社員持株会
② 発行価額	1株につき金200円
③ 資本組入額	100円
④ 払込期日	平成19年4月13日

2. 株式の取得

当社は、平成19年4月20日をもって中国の融通(ロンドン)基金管理有限公司株式の40%を取得いたしました。

① 主旨及び目的	事業の拡大
② 株式取得先	同社既存大株主からの譲受
③ 会社名	融通(ロンドン)基金管理有限公司
④ 事業内容	アセットマネジメント業
⑤ 規模	平成18年12月31日現在
	営業収益 1,959百万円
	営業利益 356百万円
	当期純利益 300百万円
	総資産 2,379百万円
	純資産 2,281百万円

3. 投資有価証券の繰上償還

当社が投資有価証券として保有しているP F日興・ピムコ・海外短期債券ファンド（適格機関投資家転売制限付）（2,585百万円 当事業年度末現在）が平成19年8月6日に繰上償還されることを、平成19年5月29日に金融庁に届出ております。

4. 新株予約権（ストックオプション）の発行

当社は、平成19年6月28日開催の第48期定時株主総会において、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する決議をいたしました。

- | | |
|-----------------------|---|
| ① 対象者 | 当社及び関係会社の取締役・従業員 |
| ② 新株予約権の数 | 430個 |
| ③ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 当社普通株式 4,300,000株 |
| ④ 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| ⑤ 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり金450円 |
| ⑥ 新株予約権の行使期間 | 募集事項を決定する取締役会決議日から2年を経過した日の翌日より8年以内。新株予約権の行使時において当社が株式公開していることを要するが、募集事項を決定する取締役会決議日から5年を経過した日まででに当社が株式公開しない場合には、当社は当該新株予約権を取得することができ |

る。

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 新株発行に対する払込

当社は、平成20年6月9日開催の定時株主総会及び同日開催の取締役会にて、965,000株の第三者割当による当社普通株式の発行を決議いたしました。決済金額は期日に払込まれております。

- | | |
|---------|-------------------|
| ① 割当先 | 日興アセットマネジメント社員持株会 |
| ② 発行価額 | 1株につき金239円 |
| ③ 資本組入額 | 1株につき金119円50銭 |
| ④ 払込期日 | 平成20年6月23日 |

1. 当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第50期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第50期中間会計期間末
(平成20年9月30日現在)

資産の部

流動資産

現金及び預金	30,012	
有価証券	924	
未収委託者報酬	8,318	
未収収益	1,266	
その他	※ 2	1,328
流動資産合計	41,851	

固定資産

有形固定資産	※ 1	1,035
無形固定資産		113
投資その他の資産		
投資有価証券		1,792
関係会社株式		8,154
長期差入保証金		1,037
繰延税金資産		1,021
その他		60
子会社投資損失引当金		△576
投資その他の資産合計		11,490

固定資産合計 12,640

資産合計 54,491

(単位：百万円)

第50期中間会計期間末
(平成20年9月30日現在)

負債の部	
流動負債	
未払金	4,598
未払費用	6,024
未払法人税等	405
未払消費税等	77
賞与引当金	893
役員賞与引当金	135
その他	98
流動負債合計	12,233
固定負債	
退職給付引当金	654
その他	102
固定負債合計	757
負債合計	12,990
純資産の部	
株主資本	
資本金	16,403
資本剰余金	
資本準備金	4,272
その他資本剰余金	4
資本剰余金合計	4,277
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	20,901
利益剰余金合計	20,901
株主資本合計	41,581
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△80
評価・換算差額等合計	△80
純資産合計	41,500
負債純資産合計	54,491

（２）中間損益計算書

(単位：百万円)

第50期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		
営業収益		
委託者報酬		34,178
その他営業収益		1,588
営業収益合計		35,766
営業費用及び一般管理費	※ 1	32,320
営業利益		3,446
営業外収益	※ 2	394
営業外費用	※ 3	71
経常利益		3,769
特別利益	※ 4	38
特別損失	※ 5	361
税引前中間純利益		3,447
法人税、住民税及び事業税		390
法人税等調整額		1,055
中間純利益		2,002

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	第50期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	16,287
当中間期変動額	
新株の発行	115
当中間期変動額合計	115
当中間期末残高	16,403
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	4,157
当中間期変動額	
新株の発行	115
当中間期変動額合計	115
当中間期末残高	4,272
その他資本剰余金	
前期末残高	4
当中間期末残高	4
資本剰余金合計	
前期末残高	4,161
当中間期変動額	
新株の発行	115
当中間期変動額合計	115
当中間期末残高	4,277
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	21,660
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,760
中間純利益	2,002
当中間期変動額合計	△758
当中間期末残高	20,901
利益剰余金合計	
前期末残高	21,660
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,760
中間純利益	2,002
当中間期変動額合計	△758
当中間期末残高	20,901
株主資本合計	
前期末残高	42,109
当中間期変動額	
新株の発行	230
剰余金の配当	△2,760

中間純利益	<u>2,002</u>
当中間期変動額合計	<u>△528</u>
当中間期末残高	<u>41,581</u>
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	99
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	<u>△180</u>
当中間期変動額合計	<u>△180</u>
当中間期末残高	<u>△80</u>
評価・換算差額等合計	
前期末残高	99
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	<u>△180</u>
当中間期変動額合計	<u>△180</u>
当中間期末残高	<u>△80</u>
純資産合計	
前期末残高	42,208
当中間期変動額	
新株の発行	230
剰余金の配当	△2,760
中間純利益	2,002
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	<u>△180</u>
当中間期変動額合計	<u>△708</u>
当中間期末残高	<u>41,500</u>

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第50期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、 売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。但し、ソフトウェア (自社利用分)については、社内における利用可 能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支 給見込額に基づき、当中間会計期間負担額を計上 しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支給 見込額に基づき、当中間会計期間負担額を計上し ております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末 における退職給付債務及び年金資産の見込額に 基づき、当中間会計期間末において発生している と認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時にお ける従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年 数(10年)で按分した額をそれぞれ発生の翌事 業年度から費用処理することとしております。 (4) 子会社投資損失引当金 子会社株式の実質価額の低下による損失に備 えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる 額を計上しております。
4 その他中間財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	消費税等の会計処理について 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式に よっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期 間の費用として処理しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第50期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
該当事項はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第50期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 752 百万円 ※2. 信託資産 その他流動資産のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。 ※3. 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドンウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務107百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

第50期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
※1 減価償却実施額 有形固定資産 375 百万円 無形固定資産 29 百万円 ※2 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 1 百万円 受取配当金 6 百万円 時効成立分配金・償還金 98 百万円 有価証券売却益 156 百万円 有価証券償還益 42 百万円 ※3 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 7 百万円 時効成立後支払分配金・償還金 24 百万円 ※4 特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 38 百万円 ※5 特別損失のうち主要なもの 投資有価証券売却損 111 百万円 投資有価証券評価損 249 百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第50期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式(注)	184,047,500	965,000	—	185,012,500

(注)普通株式の発行済株式総数の増加965,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (百万円)
		前事業年度末	当中間会計 期間増加	当中間会計 期間減少	当中間会計 期間末	
平成16年度ストックオプション（1）	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
平成16年度ストックオプション（2）	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
平成16年度ストックオプション（3）	普通株式	6,000,000	—	270,000	5,730,000	—
平成17年度ストックオプション	普通株式	3,140,000	—	150,000	2,990,000	—
平成18年度ストックオプション	普通株式	1,470,000	—	40,000	1,430,000	—
平成19年度ストックオプション（1）	普通株式	4,140,000	—	60,000	4,080,000	—
平成19年度ストックオプション（2）	普通株式	30,000	—	—	30,000	—
合計		26,780,000	—	520,000	26,260,000	—

(注) 1. 平成16年度ストックオプション（1）のうち、6,000,000株は、権利行使期間の初日が到来しております。

2. 平成16年度ストックオプション（2）のうち、6,000,000株は、権利行使期間の初日が到来しております。

3. 平成16年度ストックオプション（3）、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション（1）及び平成19年度ストックオプション（2）は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 平成16年度ストックオプション（3）、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション（1）の減少は、新株予約権の消滅によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	2,760	15	平成20年3月31日	平成20年6月10日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第50期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 該当事項はありません。			
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料			
1年内	906	百万円	
1年超	1,394	百万円	
合計	2,300	百万円	

(有価証券関係)

第50期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

1 その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
① 株式	7	20	13
② その他	2,624	2,474	△149
合 計	2,631	2,495	△136

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期末においてはその他投資有価証券について、249百万円の減損処理を行っております。

2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区 分	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	905	655	△249
合 計	905	655	△249

3 時価評価されていない主な有価証券の内容

区 分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	3,780
関連会社株式	2,892
その他有価証券	
① 非上場株式	121
② その他	100

(持分法損益等)

第50期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	(単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額	2,892
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	5,046
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	665

(ストックオプション等関係)

第50期中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第50期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1株当たり純資産額	224円31銭
1株当たり中間純利益	10円84銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高はありますが、非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので希薄化効果を算定できないため、記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第50期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
中間純利益 (百万円)	2,002
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-
普通株式に係る中間純利益 (百万円)	2,002
普通株式の期中平均株式数 (千株)	184,569
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成16年度ストックオプション(1) 6,000,000株 平成16年度ストックオプション(2) 6,000,000株 平成16年度ストックオプション(3) 5,730,000株 平成17年度ストックオプション 2,990,000株 平成18年度ストックオプション 1,430,000株 平成19年度ストックオプション(1) 4,080,000株 平成19年度ストックオプション(2) 30,000株

(重要な後発事象)

第50期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

名 称	資本金の額 (平成20年3月末現在)	事業の内容
日興シティ信託銀行株式会社	20,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成20年3月末現在)	事業の内容
株式会社みずほコーポレート銀行	1,070,965百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
日本生命保険相互会社	200,000百万円 (基金の総額)	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

2【関係業務の概要】**(1) 受託会社**

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】**(1) 受託会社**

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成19年11月16日	有価証券届出書の訂正届出書
平成20年1月18日	有価証券報告書
平成20年1月18日	有価証券届出書
平成20年7月25日	半期報告書
平成20年7月25日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成19年12月4日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鳥 飼 裕 一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックスファンド海外債券ヘッジあり（DC専用）の平成18年10月27日から平成19年10月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックスファンド海外債券ヘッジあり（DC専用）の平成19年10月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年12月10日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

公認会計士 柴 毅

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックスファンド海外債券ヘッジあり（DC専用）の平成19年10月27日から平成20年10月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックスファンド海外債券ヘッジあり（DC専用）の平成20年10月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鳥 飼 裕 一
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象2. に、株式の取得に関する記載がある。
2. 重要な後発事象4. に、新株予約権（ストックオプション）の発行に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鳥 飼 裕 一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月18日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 柴 毅

指定社員
業務執行社員

公認会計士 辻 村 和 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。